

中等教育における道徳教科史を通して てみたる「国民道徳」教育の研究

(報告その1)

中 尾 正 三

概 要

- 一. まえがき
- 二. 本論 修身・公民科教育の変遷
 - I 旧制中学「修身・(法制及び経済)」の成立
 1. 「学制」修身から「学校令」倫理まで
 2. “体制”の確立
 3. 中学修身・(法制経済)教育の確立
 - II 修身の改訂と「公民科」の設置
 1. “冬の時代”と第1回修身改訂
 2. 第2回修身の改訂と公民科の設置
 - III 公民科の「国民科」修身への統合
 - IV 戦後「公民科」から「倫社・政経」へ
 - V むすび
- 三. 附論① 小学校国定教科書の変遷との対比
 - ② 新興宗教との対比
 - ③ 「生活綴方」・「生活学校」との対比
 - ④ 「青年学校・修身公民科」との対比

(本報告ではI・IIに重点をおきIII以下は問題点の提起にとどめた。)

ま え が き

次の四つの文章を読んでいただきたい。

A 「今年教育の混乱がいよいよ目立ってきた年であった。……教育の効果というものはすぐには現われない。コドモが二十才になって幼児期の教育効果が判明してくる……。もっとも重要なことは、意志を鍛錬する教育ではないのか。多くの教育学者は、この教育の中心問題を忘れている。”欲求不満を与えないのが肝要だ”などとアメリカ直輸入の理論をくりかえすだけで、はたしてコドモを教育してゆくことができるのであろうか。……要するに本年の教育問題は……すべて土台を忘れた戦争直後の教育に原因があると、私

は信じて疑わないのである。」

B 「近年西洋の教育風俗の我邦に入り来りしより、少年を抑制する時は其活動の氣力を失ふを以て、厳格なる規則を以て之を制せざるを善しとす。……倍、此の如くして成長したる子弟の状態如何なるかと察するに、其父兄の望みたる所とは全く反対の結果を来し、活潑有為の氣力は少しも發せず、唯我儘勝手のみ増長し、学問は勉強せず……成たけ我身を逸樂せんことを欲し、或は美食美服を好み或は悪友を求めて之と交はり、遂に学業は成就せず……」

A' 「このように欲望の増大だけがあって精神的理想が欠けた状態がもし長く続くならば、長期の経済的繁栄も期待することができない。……そうしなければ日本は世界歴史の進展から取り残される。」「それが定着すべき日本人の精神的風土は荒廢に歸している。」「日本の社会の最大の欠陥は、社会的規範力の弱さにある。……戦後の日本人にややもすれば見られる気魄の欠如である。……」

B' 「王政維新以来、全く公共の教と云ふ者無く、国民道徳の標準定まらず、以て今日に至れり。今や我国には一定したる道徳の教あること無し。是を以て民心其向ふ所を知らず、従って之を重んずるの心亦薄く、世の学士論客を以て任ずる者に至ても往々道徳を誇り、或は之を愚弄する者あるに至る。加えて少年子弟の如きは己が情欲を恣にするを念とし、居常道徳の検束を壓ふ者多きを以て、此風潮を見て心私に悦喜し、滔々相率ひて輕薄の淵に沈む者、比々皆然らざるなし。乃ち若し今日の状勢を持続して改俊する所無からんか、国民の道徳は日に月に汚下に瀕し二十年後を想像すれば実に憂慮に堪えざるものあり。此時に当り世界列強国に介在する我国の地位如何を顧みるに実に岌々乎として危殆に瀕せり」

(A)は昭和40年12月31日の「中日新聞」の宮城音弥の「教育の混乱(本年を回顧する)」と題する文、(A')は同じ40年1月19日発表の「期待される人間像」(草

案)の一節である。Bは明治20年、B'は明治19年の西村茂樹の文の一節である。A A'は戦後20年、B B'は維新の変革後20年の時点での発言であるが、不思議なまでの類似感がある。

次の三つの文はどうであろうか。

(ア)「現存シテオトル日本ノ教育ノ根本ハ世界普遍的ノ国民人類ヲ造ルノデアッテ日本ニ特有ヲ得タル国民ヲ造ルヤリ方デナイ」

(イ)「一体、明治時代からの日本の教育は誰の教育をやっておったのか。……即ち日本人の教育じゃない。換言すれば英国人の教育でもなければ、仏蘭西人の教育でもなければ、独逸人の教育でもない。世界に存在しておらぬところのもの教育でありました。」

(ウ)「われわれは日本人であることを忘れてはならない。」「真に日本人であることによって、われわれは初めて真の世界人となることができる。」「国家を正しく愛することが国家に対する忠誠であり、ひいては人類を正しく愛することに通じることを知らなければならない。」

(ア)は大正時代の臨時教育会議での発言であり、(イ)は昭和8年、国民精神文化研究所の紀平正美の発言であり、(ウ)は昭和40年の「人間像」の一節である。

上の二群の文を読んで、現在の道徳教育問題と比べて、明治以後の日本のいくつかの危機的段階のそれとの類似を思わされたことが、この研究をまとめる一つの契機であった。

これまで高等学校の倫社政経の授業を担当しながら、いくつかの実践と研究をすすめてきた(昭和36年度から40年度までの第一～第五報告、本校紀要)が、そこでいつも直面する問題は、「倫社」と「政経」との関係——個人の内面的道徳に力点をおくことと、現実社会の問題を科学的にとらえようとするところとのからみあいであった。「倫社」自体の中にも、人間と社会をザインとして実証的にとらえようとする心理学的・社会学的分野と、ゾルレンを、思想史的にとらえていこうとする倫理学的分野とがある。それらについては現場には多くの混乱がある。(このことについては本紀要の別掲論文にまとめてあるので参照していただきたい。90頁)。その際、いつも念頭にうかぶのは、かつての旧制中学における修身と公民科との関係であった。この研究は、その問題についての歴史的考察を中心としながら、先の問題意識にもこたえてみたいとの願いでまとめられた。

二. 本論 修身・公民科教育の変遷

I 旧制中学「修身・(法制及び経済)」の成立

1. 「学制」修身から「学校令」倫理まで

① 中学の性格の変化

いわゆる「旧制中学」がその形態を確立したのは、明治32年(1899)中学校令改正によってであるが、その前史を検討しておきたい。

明治5年(1872)の「学制」はまず小学校に力を注いで、中学の教科目がほぼ整備されるのは明治13年(1880)の改正教育令をうけて翌14年(1881)に定められた中学校教則大綱によってである。学制では、中学は「小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所ナリ」と定められ、明治12年(1879)の教育令、翌年の改正教育令では「高等ナル普通学科ヲ」教授する所とされたが、14年の中学校教則大綱では「中学校ハ高等ノ普通学科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業務に就クカ為メ又ハ高等ノ学校ニ入ルカ為メノ必須ノ学科ヲ授クルモノトス」とその性格が明示されてきた。明治17年(1884)の中学校通則ではそれに「忠孝彝倫ノ道ヲ本トシテ高等ノ普通学科ヲ」と附加修正されている。ところが、明治19年(1886)我が国の学校体制の基本を確立した森文相の中学校令では、「中学校ハ実業に就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所トス」と変る。前者の「中人以上ノ」と「忠孝彝倫ノ道」とが消えてしまうのである。この問題を考えるためには、再び14年前の「学制」に立ち帰らねばならない。

② 実学と徳育、自主愛國倫理と忠君孝親倫理の対立

学制の布告は「学問ハ身ヲ立ルノ財本」といい、従前は「動モスレバ国家ノ為ニスト唱へ、身ヲ立ルノ基タルヲ知ラズ」とのべているが、それは封建的愛國心を否定し、自主独立を以て國を愛する新しい愛國心を涵養するための、文明開化・富國強兵のための実学の提唱であったと思われる。そのことは愛知県の「就学論告」に「今や自主自由の權を与へコウ國の全力を以て國威を海外に輝やかすべきの秋なれば、各自奮起して知識を拡充し、皇國の為、我身の為に勉勵すべし」とのべているのをみても察せられる。学制と同年の徴兵の告諭さえ「國民漸ク自由ノ權ヲ得」「上下ヲ平均シ人權ヲ齊一ニ」したからには「人タルモノ固ヨリ心カヲ尽シ國ニ報ゼザルベカラズ」と説き、明治15年(1882)の「軍人勅諭」にあらわれる天皇への忠誠心の鼓吹は見られないのである。この時代の主導的精神は福沢諭吉や森有礼らの「明六社」に代表され、文部省の倫理教育の方針もその線に沿っていた。当時文部省は「三田の文部省」と揶揄されるほど福沢の影響が強かったのである。

学制において、中学には、修身・政体大意・國勢大意の科があり、後で國体学が附加された。(下等中学—上等中学は後の旧制高校につらなるので考察から外す。以下高等中学も同じ。)学制による教則概表が

出された明治5年11月10日の8日後に「学制中小学両教科中へ国体学一科相加候此段相達候也」という布達が出されているのは、当時の事情を物語っているようである。当時、修身は他の知的教科と並列で後の方におかれて、重きをおかれていなかった。まず実学が先という形であった。しかも、その修身科の教科書として文部省が指定した書物は、福沢や、当時まだ「自由ノ精神ヲ失ヒ、只管天皇ノ御心ヲ以テ心トナシ、以テ心ノ奴隷トナルノ弊害」を論じ「吾輩人民若シ自主ノ心ヲ放擲シ、只管天皇ノ御心ヲ以テ心トスルニ至ラバ…我国ノ独立不羈ハ殆ド難キ事ナリ」（国体新論）と説いていた加藤弘之等の著作か、西洋の翻訳であった。後者の中には、法制経済書の翻訳もまじっていた。

（例えば、当時最も多く使用された質作麟祥「泰西勸善訓蒙」は、前篇がフランス法律書、続篇はアメリカの *Cystem of Moral Science 1868* の中国政論の抄訳であった。）

このような風潮に対し、反対し批判する声も同時にあった。外国にあって学制発布を知った木戸孝允は「不図も御省（文部省一引用者）中へ当世風の開化伝染仕候ては十年後の楽は更に無御座候」と不満の意を表明している。すなわち木戸は、個人の啓蒙を通じて国家富強へという『被御出書』の理念に対置して、国家富強の目的意識をより強く表明し、一般に忠義仁礼の気風が起こり、『確乎不拔の国基』をうち立てるように『開化』は進められなければならないと批判したのである。^(註1) さきに「まえがき」でふれた西村茂樹も同様であった。彼は明治13年(1880)文部省編輯局長に就任することになるが、「学制」について「其ノ言フ所能ク時勢ヲ達観シテ固陋迂濶ノ見ヲ超脱スルコトヲ欽仰セリ、然レトモ其言フ所専ラ治産昌業ノミヲ主トシテ、一モ忠孝仁義ノ事ニ及ブ者ナシ、余心大ニ之ヲ疑ヒ謂ヘラク此ノ如キ教育ハ後來恐クハ之ニ伴フノ弊害アラン。」とのべ、また「修身科の如きは東西・国体・人情の差異あるを弁せず、古来我邦に行われし忠孝仁義の教を棄てて西洋の権利義務の説を用いんと欲す。」「文明開化は固より希望すべきことなれども、国ありてこそ文明開化も要用なれ、若し其国を失うときは文明開化も施す所なかるべし」といっている。^(註2)

③ 「教学大旨」と「教育議」—政府部内の対立—

西村が文部省に入ったのは政府の方針が変わったからである。その転機を作ったのは明治12年(1879)の「教学大旨」であった。明治天皇がその待講元田永孚を助力者として成文したもので、「教学ノ要、仁義忠孝ヲ明カニシテ、知識才芸ヲ究メ、以テ人道ヲ盡スハ、我祖訓國典ノ大旨」であるにもかかわらず「輓近専ラ知識才芸ノミヲ尚トヒ、文明開化ノ未ニ馳セ、品行ヲ破リ、風俗ヲ傷フ者少カラス、然ル所以ノ者ハ維新ノ始

首トシテ陋習ヲ破リ、知識ヲ世界ニ広ルノ卓見ヲ以テ、一時西洋ノ所長ヲ取り、日新ノ効ヲ奏スト雖モ、其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ、徒ニ洋風是競フニ於テハ、将来ノ恐ルル所、終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カラス、是我邦教学ノ本意ニ非サル也」とのべそこから忠君孝親の道徳を強化する必要を説いている。これに対して、伊藤博文は「教育議」を上奏して、今日倫理が衰えたのは、維新以来の教育方針が誤っていた為ではない、わが国が未曾有の変革に遭遇して思想上生活上に混乱を来した為であり、これを覚醒するには、学科内容に改善を加え、教官訓条を設け教育者の精神を覚醒させ、大学の学生を政談から遠ざけるために科学を勉強させることなどの策をとればよいのであって、国教を立てることは政府が関係すべきではないとのべている。元田侍講はこれに対し「教育議附議」を上奏文として提出し、国は伝統によって教育の根本を立てるべきで、今日の如き聖天子を上にいただき有為なる閣臣があるときこそ、国教を立て国民に示さねばならないと主張した。^(註3)（この対立する二つの路線は、その後もからみあいながら一進一退をくりかえし、明治22年(1889)の帝国憲法、23年(1890)の教育勅語の発布に到るのであるが、もう少し中学に即してその経緯を明らかにしたい。）

明治13年(1880)の集会条例、14年(1881)の政変と国会開設の詔勅と、高まる自由民権運動に対した政府は、13年に修身教科書の中、自主愛国の路線に立つものの使用を禁止し、改正教育令によって修身を筆頭教科として時間数を増した。14年の中学教則では学制であった政治的教科は姿を消し、初等中学では経済がおかれるにとどまった。しかし小学校に対しては文部省(西村茂樹編集局長)著の修身教科書、小学校教員心得(尊王愛国、風俗淳美、安寧福祉の強調)、師範学校での修身和漢文への重点化、と強力に儒教的忠君孝親倫理をおしすすめたが、14年段階では中学はそれほどではなく、17年に到ってはじめて「忠孝」がその目的として出てくることは注意すべきことがらである。

④ 森文相の倫理教科書と「德育論争」

ところがそれは19年(1886)の中学校令では再び消えている。そのことは小学校令で、14年以来の儒教的修身教科書の使用を禁止し口述教授に変えたのに対応するものと思われる。中学では修身の名も消えて倫理科となり、その目的は「人倫道徳の要旨」を授けることとなった。伊藤博文の要請をうけて第一代文部大臣となった森有礼は「経済ノ主義ニ基キ学制ヲ定メ」「学生各自ノ権利ト国家公共ノ福利トヨ均ク併得スルヲ以テ学制ノ標準ト」し、「今の世に孔孟の教を唱ふるは迂濶なり」として「他併立主義」を以て教育の方針と定め、自主愛国の倫理を説く翻訳教科書を再び

推薦すると共に、能勢榮に新しい倫理教科書を編集させた。この教科書は行為の起源を欲望、情緒、習慣に求め、そこから自己、他人、道理、幸福とすすみ、最後に自他の併立についてふれ、親子兄弟、朋友、同郷、本国ノ情（愛国心）を説いている。初の草稿には「君臣ノ情」はなく、後で附加されたという。それでも不十分であるとして、元田永孚は「倫理教科書につき意見書」を送った。「先づ君臣ノ大倫ヲ知ラシムルヲ要ス。……君臣ノ大倫未ダ明瞭ナラズシテ汎ク社会ノ倫理ヲ説キ行為意志ノ区別ヲ精細ニ示ストモ已ニ日本人ノ主眼ニ曖昧ナレバ我国人ヲ造立スルニ足ラズ。故ニ教科書ノ大巻頭ニ君臣ノ倫理ヲ第一ニ掲明シ、爾後件ヲ逐ヒ条ニ順ヒテ処々ニ君臣ノ主目ヲ示シ、生徒ヲシテ一目瞭然自然ノ感覺ヲ惹起セシメ、久シクテ其徳義ニ涵濡セシメン事ヲ要ス。是此書ニ就テ大ニ修正ヲ望ム所ナリ。」と彼は強く主張している。

しかし森は元田の反対にもかかわらず「將に一令を下して之を我国師範学校及中学校の倫理書となし、且之を小学校德育に実施せしめん」としたのである。^(註4)

ここに「有志の士、皆大ニ憂慮スル所」（元田永孚）として徳育論争がもえ上ったのである。この時点での西村茂樹の危機感が「まえがき」にあげた文である。

しかし、森文相はその自主愛国の路線による国家の富強の確立を、国家権力によってうち立てようとしたのである。彼は教師・学生を政治から切り離し、彼の中学校令では、改正教育令にあった経済の教科も姿を消した。彼は教師の政治活動を禁じて次のようにのべた。

「教員其人は……固より国民にして国家の一部分をなすものなれば政治思想を絶つこと能わず、之を持つは自然の事と做すも、之を生徒に移すに至りては甚だ不可なり。教員たるもの己の本職に不親切にして、政談会に臨み政談を為し、又は好んで政談を聞き、之を間接又は直接に其子弟に及ぼさんとするものあらば、是大切な人の子弟を駆りて己の政党に色染せんとする者なり。思想の未だ定まらざるに乗じて之を其色に染上ぐるは其何色たるを問わず甚だ不可なり。若し斯く不親切なる教員あらんには直ちに免職して可なり」^(註5)

2. 「体制」の確立

（帝国憲法・教育勅語・民法典）—忠君・愛国倫理の成立

明治20年代初頭にみられた対立は、明治22年(1889)の帝国憲法の発布（その当日森文相は「乱臣賊子」として暗殺された）、23年(1890)の帝国議会の開設と同年の教育勅語によって統一され、20年代の民法典論争をへて31年に制定された明治民法典によってその裏付

けがされた。【帝権—明治21年に施行された地方名望家を基盤とする市町村自治制をふまえて立つ政府—勅語の忠孝倫理—家族制度を擁護する法典の「身分編」】を一つの立場とし、【憲法—勅語の中の「国憲ヲ重ンジ」の一条—個人主義的色彩の濃厚な、権利義務の対等の関係に立って物権債権関係を形成する法典の「財産編」—下からの自主愛国を提唱した自由民権運動の流れによって構成されている帝国議会】をもう一つの立場とし、それを結合する根拠を「万世一系」の国体論に求めるのである。ここで「孝悌 忠 信ノ徳行」と「共同愛国ノ義心」は統一される。（明治24年井上哲次郎「教育勅語衍義」）

教育勅語は、教育現場に接する地方長官の教育の向うべき理想喪失の混迷の状況克服の要求に端を發し、軍人勅諭の作成者であり、地方自治制の確立者であり、官僚政府の元締であった山県有朋と、前から徳育国教化の主張者であった元田と、伊藤のブレンとして「教育議」の執筆者でもあった井上毅の妥協合作によるものとされている。ここに、明治維新以来の錯綜した路線が綜合され、一つの完成に向う姿がうかがえる。

② 藩閥政府と政党との妥協

政府部内の統一はなったが、政府と国会は対立していた。しかし、やがて一方では日清戦争という国家の危機（その時、福沢諭吉は三井、岩崎一三菱、渋沢ら財界有志と「報国会」を設立、軍資金を集めた）と、20年代に進行し日清戦争の勝利によって飛躍的に発展をとげた経済の発達（産業革命）による資本家の成長、寄生地主制の成長と地主の資本家化などによって、政党と政府は接近していく。明治29年(1896)の松隈内閣、明治31年(1898)の憲政党—隈板内閣の成立がそれである。松隈内閣は、はじめて言論・出版集会の自由を政綱にかかげ、隈板内閣は、それまで教師の政治活動を禁じていた箝口令などの訓令布達を廃止した。

③ “1900年”の雪どけ

ここで、明治以来、対立してきた、上からの近代化—下からの近代化—上からの保守派—下からの保守派—の統一和合が成立したかのようである。

明治10年代の自由民権運動の弾圧、20年代のキリスト教圧迫（「教育と宗教との衝突」は明治32年宗教と教育の分離訓令、私立学校令でキリスト教の国家への屈服で終った）、フランス流の明治23年の民法典を「民法出でて忠孝亡ぶ」として排撃し廃止させた民法論争など、異質的なものは排除しながら、「家」を基盤とし、その上にヨーロッパ流の立憲政治の体制、資本主義の経済機構をうちたて（明治30年、金本位制確立、八幡製鉄設立—重工業の基礎）することに成功したので

ある。明治32年（1899）中学校，高等女学校，実業学校の中等学校の制度が確立され，翌33年（1900）小学校は義務教育4年制に統一され，35年（1902）に義務教育就学率は90%をこえた。明治政府の元勲伊藤博文は政党政治の必要を認めて，自ら政友会（かつての自由党の後身）総裁となり第4次伊藤内閣を組織するに至る（明治33年—1900）。

この事情を反映して，教育勅語の臣民的人間像をもう少し近代化しようという動きも出てくる。明治28年第2次伊藤内閣の西園寺文相は，伊藤の支持を得，明治天皇の内諾をも得て，教育勅語の改作乃至新作を企図したが山県らの反対で実現しなかった。下からも，「修身科だけでは（小学校一引用者）不十分で，市民社会の理解をうちに含む教材の再編要求」が出されてくる。明治30年（1897）の全国教育連合会に「尋常中学校ノ教科目ニ『現行法令，経済初步』ヲ加フルノ可否」が議案として出され，31年（1898）の「教育時論」には「中学生徒の脳中に法制経済の思想を吹き込む手段如何」なる文が現われてくる。^{（注6）}

④ “1900年”の黒雲

しかし，このような明るい側面にもかかわらず，成立したばかりの安定と楽観は早くもおびやかされていた。一つは進出してきた政党政治（明治30年5月に普通選挙運動がおこり32年普通選挙期成同盟会が結成）に対する山県ら官僚勢力の反撃である。伊藤とその見解を異にした彼は，31年6月憲政党隈板内閣の成立を「本朝政界の一大変動，遂に明治政府は落城」とうけとり，尾崎文相の共和演説事件で隈板内閣が退陣した後をうけて自ら内閣を組織し，32年（1899）3月文官任用令，5月軍部大臣現役制を設けて政党の政治支配を阻止しようとした。しかし一方では33年（1900）3月選挙法を改正し選挙資格を15円より10円に引き下げる対策をもとらねばならなかった。同月「治安警察法」をも公布したのであるが，この「治安警察法」は，地主・資本家の政党に対してよりも，もう一つの敵に対してのものであった。

20年代の後半から労働運動，社会主義運動がその姿を現わしていた。明治27年（1894）（自由民権の流とキリスト教に立ちながら近代的人間の確立を求めて因習と戦った北村透谷が自殺し，福沢が「報国会」を作った年）日本で初めての工場ストがおこった。

明治29年（1896）には労働組合が結成，上からの「社会政策学会」も設立，明治30年（1898）には「労働組合期成会」，「社会問題研究会」（この二つはかつての自由民権左派，民権的国家主義者キリスト教の流をくむ者によって組織されていた。）明治31年（1898）「社会主義研究会」（片山潜，幸徳秋水）加藤弘之（かつて「国体新論」で反政府の立場をとり，明治10年代に

は自ら絶版として上からの国家主義者となり，明治40年代の「冬の時代」に忠君愛国の家族国家倫理完成に力をつくす第一代東京大学総理）らによる「社会問題研究会」と続いている。1900年3月「治安警察法」9月「政友会」（自由民権以来の自由党指導者板垣退助は一枚の感謝状をもらって引退する）。この年恐慌がおこり紡績の長期操短実施。翌34年（1901）（20世紀の初めであるこの年2月の福沢死去は一つの時代の終りを告げるかのようなものである。）4月幸徳秋水の著「廿世紀之怪物帝国主義」。5月社会民主党結成宣言，即日治安警察法により禁止。その宣言の一節には「昔時の貴族平民てふ階級制度に代ゆるに富者貧者てふ，更に恐むべき恐るべきものを以てするに至れり。……立憲の政治を行ひて政権を公平に分配したりとするも，経済上の不公平にして除去せられざる限りは人民多数の不幸は依然として存すべし。」とのべていた。

一方このような状況の中で先に（明治30年）雑誌「太陽」（明治28年創刊，ブルジョア自由主義の代表的雑誌として明治大正にかけて全盛，大正後半から「中央公論」「改造」におかれ，昭和初年廃刊）の主幹となり日本主義を主張していた高山樗牛がこの年8月突如「美的生活」を唱えて個人主義に転向したのは，その前年創刊の「明星」と並んで“1900年”の自由主義と国家主義の統一が早くも分解をはじめたことを物語るものであろう。

教育勅語によって，道徳教育の基本方向は確立したものの，教科書は民間の検定教科書を使用していた小学校修身教科書の国定化を求める動きが，こうした時代の動きの中でおこってきた。明治29年（1896）貴族院で，明治32年（1899）衆議院で，国定化の要望決議が行なわれたのをうけて，33年（1900）文部省は修身教科書調査委員会を設置した。

3. 中学修身（法制経済）教育の確立

① 旧制中学の成立

明治32年（1899）中学校令改正によって，その後ずっと続く「旧制中学」が成立したのはこのような状況の中であった。19年の中学校令での「実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スル者ニ」という規定が，ここで，「男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」と改められた。さきに明治27年（1894）の高等学校令において高等中学校から分離していた尋常中学校は，ここで女子と区別され，又実業学校とも分離されて，帝国大学—旧制高校—旧制中学とつらなる，戦前の日本教育の正統路線が確立されたのである。それはまさに「下の英才を吸い上げ，彼らが機構反対エネルギーの指導者に走るのを前もって防止する社会的エントツの役割をはたすところ」であり，「この仕くみこそり

ンカーンを実例とし、民主主義が誇りとする『丸木小屋から大統領まで』という社会的流動性の代用装置ではないか。しかし下からの代表としてでなく、上の手先になる点で^(註7)と評される学校体制であった。先にのべた“1900年の雪どけ”とこの教育体制はまさに相対応するものである。(丸山真男はこのような体制について次のようにのべている。「日本の進化(=欧化)と立身出世主義とはいろいろな意味でパラレルな関係にある。……欧化は日本の“立身出世”であり、立身出世は書生の“欧化”である。……そうして“欧化”的進歩が行詰ったときは、立身出世のパイプもまた閉塞し、かつての書生はロシア的あるいは“農本”的に急進化した。」^(註8))

② 修身と法制経済科の設置

32年(1899)の中学校令改正をうけて、34年(1901)同施行規則、35年(1902)同教授要目が制定された。その中で、森文相以来の「倫理科」に代って「修身」が筆頭教科として再び登場し、その目的は「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ道徳上ノ思想及情操ヲ養成シ、中等以上ノ社会ニ於ケル男子ニ須要ナル品格ヲ具ヘシメシムコトヲ期シ実践躬行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス」と定められた。それとやらんで「法制及経済ニ関スル事項ニ就キ国民ノ生活ニ必要ナル知識ヲ得シムル」ため「現行法規ノ大要及理財、財政ノ一斑ヲ授クヘシ」と規定された「法制及経済」が設置された。修身は1～5学年各週1時間、法制及経済は第5学年週3時間であった。しかし「但シ法制及経済ハ当分之ヨクコトヲ得」とされ「欠キタル学校に於テハソノ毎週授業時数ハ外国語・歴史・地理ニ配当スヘシ」とされ、さらに35年の教授要目ではその時間数が2時間にへらされているのである。そして「当分之ヨク」とされながら、昭和6年(1931)法制及経済が廃止され公民科が必修として設置されるまで、丸30年間“当分”でありつづけるのである。

③ 修身ノ性格

35年の修身教授要目をみて目につくのは「国体、国法、義勇公……長者ヘノ心得、家門、婢僕」等の語である。国体論、家族制度から当然のことであるが、「婢僕」の語は当時の中学生の出身層を物語るものといえよう。しかし、その後の改正修身にくらべて、国家至上主義が目につかないのは、制限つきながらのブルジョア自由主義の現われとみてよいであろう。(例えば教授上の注意として「他人ノ人格ノ権利思想信仰感情希望等ヲ推重スヘキコト」をあげている。)

④ 法制及経済ノ内容

この科目は、法制(法制、経済及道徳、国体及政体、天皇、臣民、帝国議会、國務大臣及枢密顧問、司

法裁判所、行政、行政裁判所、人及法人、物権、債権、親族、相続)経済(経済上主要ナル概念、生産、交換、分配、消費、財政)の項目からなり、これを必ずしもこの順序でなくとも、日常おこってくる出来事(例えば選挙、賃銀、家計)から題目を選んでそれと結びつけて前記のいくつかの項目を教えれば「生徒ノ興味ヲ増シ理會ヲ助クル益アルヘシ」としている。なお教授上の注意として「①理論ニ馳セス学説ニ詭マス日常生活ノ事実ニ関連シテ之ヲ授ケ国民的經濟的思想ヲ養ハンコトヲ要ス、⑥法制ト経済トハ教授上相關連シテ互ニ補充スヘキハ勿論又他ノ学科目トノ連絡ヲ図リ特ニ修身、歴史及地理等ト密接ノ關係ヲ保タシムヘシ、⑦此要目ノ順序ニ依ラス日常生活ノ事実ヲ基礎トシテ教授スル場合ト雖モ目的ヲ誤ラサランコトハ勿論教材ノ連絡ヲ関キ生徒ニ正確ナル思想ヲ得サシメサル弊ニ陥ラサランコトニ留意スヘシ」などと戒めている。

これがこのまま実施されていたならば、相当の成果をあげ得たであろうが、先にふれたような社会状況の中で、置かなくてもよいこの科は、大学へのエリートコースとしての性格を強めた中学校ではほぼ半数が設置した程度で、その教授は「簡易法律学と簡易経済学を合したような」^(註9)ものとなり、「従来の法制及経済ハ其ノ教授ガ概シテ法制及経済ノ専門的知識ヲ授クルニ傾キ實際生活ニ適切ナラザル嫌アリシニ鑑ミ今回之ヲ廢シ」と文部省自身をして30年後にいわせるようなものにとどまってしまった。

Ⅱ 修身の改訂と公民科の設置

1. 「冬の時代」と第1回修身改訂

① 明治の栄光

明治30年代は、しのびよる暗い影はありながら、明るい側面の方が強かった。それは、国定修身の第一期教科書(明治37年1904)が、“国定”でありながら、近代的市民的であると評され、保守派の激しい批判にあったのをみてもうかがうことができる。35年(1902)議会上に提出された普選案が委員会では可決(本会議で否決—以後1910年まで毎年提出)され、39年(1906)合法政党としてののはじめての社会主義政党「日本社会党」が成立し得たのも、その一端を物語るであろう。明治40年(1907)小学校の義務教育は6年に延長され、昭和16年(1941)まで続く学校体系がここに完備されたのである。

38年～39年(1905—1906)の谷本富の「新教育講義」は日露戦争勝利直後の膨脹する日本帝国の意気をよく示している。彼は、その中で“日本の新教育”の創造を説き、従来の教育が愛国心発揚の方向に傾斜す

きて、国家教育のもう一つの側面たる「国民の権利義務を明かにする」ことが不十分であったと批判し、従来の長所は「挙国一致」であるが、それは国民の無知による雷同ではなかったかと指摘し、「わが国民性は『物事劃一』にすぎで、一個人の個人性を重んずることが少ない。……日本人には自ら治めると云ふ精神、自ら助けると云ふ精神即ち自治自助と云ふ精神が欠乏している。」とのべ、貴族院保守派から非難された国定修身教科書も「平民的で、近世的で、実業的で、所謂新教育の趣旨に合し至極双手を挙げて賛成」であり、もっと法律・経済の教育、とくに憲法の教育が強化されるべきだと主張している。^(注10) 「自己拡張」こそ根本であると考え、「経済上の戦争即ち商戦」に備える活動的人間を育成せよと説く彼の教育論は、軍事的封建的帝国主義に対する近代的帝国主義の立場であるといえよう。明治32年（1899）子どもの自発活動を強調する「統合主義教授法」を刊行して大きな影響を与えた樋口勘次郎（当時高師教諭、附属小主事補—1900年前後に高師を卒業した人々から、のちの大正期自由主義教育運動のリーダーが輩出している）が、37年（1904）「教育者と国家社会主義」を出し、浮田和民が34年（1901）「帝国主義と教育」で知識注入主義の教育を批判しているのも同様の傾向であるといえよう。

② 「転回点」

しかし、日本の資本主義の発展は、同時にそれに伴う社会の変化をうみだし、その結果、人々の意識の変化と、それまでの公認倫理「美風」との衝突を生みださずにはおれない。一高生藤村操が「煩悶」の極、華嶽滝で自殺し一世に衝撃を与えたのは明治36年（1903）であり、同年「平民新聞」が発刊されている。古い思想・道徳・慣習への挑戦というべき自然主義文学の作品「蒲団」（1905）「破戒」（1906）「何処へ」（1908）「田舎教師」（1909）などの出現は、社会主義と並んで、「国家及び社会に害毒を流す非愛国者」（永井荷風の言）の出生としてうけとられた。反自然主義の立場をとった夏目漱石も、その作「三四郎」（1908）で、「今のままでは日本は亡びる」と広田先生をして言わせ、「それから」（1909）では「御父さんの国家社会の為に尽くすには驚いた。何でも18の年から今日迄のべつに尽くしているんだってね」「国家社会の為に尽くして、金がお父さん位儲かるなら、僕も尽くしても好い」と代助に言わせている。そこには「身を立て名を挙げ」の立身出世主義と癒着した愛国の倫理に素直についていけない世代が出現してきていることが示されている。日本国家の倫理と政治支配の基盤であった「家」が変化しつつあったことは、藤村の「家」（1910）の執筆にも、またその頃大審院の判例として家長

の戸主権濫用に対する禁止が確立された^(注11) ことにもうかがうことができる。「家」と同年の「土」（長塚節）にも家族制度と共に伝統の基盤であった農村の変化が示されている。「家族組織、隣保団結の風は薄らいで……社会が器械的となり、凡ての空気が極めて暗く且つ圧迫的となって来た。……世間の空気が益々暗くなり硬くなり酸苛性を帯び人情も苦がく荒びて来た」^(注12)

明治31年（1898）全人口の67.4%を占めていた農村人口は41年（1908）には54.3%となり、小作と自小作は全農家の66.7%を占め、1909年には水田の50%以上が小作地となっていた。都市においては、明治34年（1894）6件であった労働争議が、1905年—19件、1906年—13件、1907年（第四次恐慌）には57件にのぼった。

この1907年の恐慌を以て日本資本主義は自由主義的産業資本主義段階から独占資本主義段階へ移行したといわれる（大内力「日本経済論」）が、その前年（1906）はいろいろな意味で、その後の日本の進路に大きな影響を及ぼすに至る出来事を生んでいる。即ち、プラグマチズム紹介、「共産党宣言」翻訳刊行（翻訳そのものは平民新聞が1904年11月訳載して発禁となった）、北一輝「国体論及び純正社会主義」（30年後の1936年、2.26事件で処刑される北の国家社会主義の誕生）の刊行など。

③ 「冬の時代」

このような事態に対し、くずれゆく地方村落共同体を上から組織化しようとする「地方改良」運動が内務省・文部省を中心におこされた。明治38年（1905）、両省は別々に青年団の発達奨励に関する通達を出した。その年地方名望家を中心として上からの農村改良運動の中核体として中央報徳会が組織された。翌39年（1906）牧野文相は「思想戒慎」訓令を出して、次のように教師の奮起を促した。「青年子女間ニ意気銷沈シ風紀頹廢セントスル傾向アリ……或ハ小成に安シ奢侈ニ流レ或ハ空想ニ煩悶シテ処世ノ本務ヲ閑却スルモノアリ甚シキハ放縱淫靡ニシテ操行ヲ紊ルモノアリ……又頃者極端ナル社会主義ヲ鼓吹スルモノ往々各所ニ出没シ種々ノ手段ニ依リ教員生徒等ヲ誑惑スル者アリト聞ク若シ夫レ斯クノ如クシテ建国ノ大本ヲ貌視シ社会ノ秩序ヲ紊乱スルカ如キ危険ノ思想教育界ニ伝播シ我教育ノ根柢ヲ動カスニ至ルコトアラバ国家将来ノ為メ最モ寒心スベキナリ事ニ教育ニ当ル者宜シク留意戒心シテ矯激ノ僻見ヲ付ケ流毒ヲ未然ニ防グノ用意ナカルベカラズ」

同じ年、大正・昭和にかけて国民教化団体として大きな力をもった修養団が生まれた。

ついで1907年恐慌の明治40年、政府は先年合法政党

となった日本社会党を禁止し、その翌41年、教育勅語と並んでその後の国民道徳教育の根本聖典とされた「戊申詔書」が出された。「庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ実ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ……朕ハ方今ノ世局ニ処シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ対揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ体セヨ」。

明治43年(1910)、先に(明治38年)「忠君ト愛國トハ根本ニ於テ一ニシテニナラザルコトヲ説明スルニ不十分ナリ」と西村茂樹の組織した日本弘道会によって批判された国定修身書が改訂され、第二期国定修身書が4月から使用されることになった。改訂に当たった吉田熊次は、従前の教科書では、「人類共通の数」と「国民としての教」との両要素の統一が十分でなかったため、この度の改訂は「国民道徳を基礎とし」て「国民としての道徳」と「人類共通の道徳」の統一(孝親忠君の倫理と自主愛國の倫理の統一……筆者)をはかったとのべている。(注13)

しかも、この年6月におこった「大逆事件」は、まさにその国家統合の中心である天皇の暗殺計画であり、当局に強烈な衝撃を与え、「異端」に対する弾圧は烈しく、「出版物の発売禁止、演劇興行の取締、思想家に対する警戒、全国の図書館に於ける危険なる書物の閲覧禁止、学生の読書制限等政府の手を以て、一般社会と芸文界、思想界との間に障壁を巖にしよとした事、昨43年の如きは蓋し嘗てない所であろう」と評されるほどであった(明治44年「早稲田文学」2月号)。

④ 「国民道徳」論—忠君愛國倫理の確立

このような事態に対して、国民教化を強力におしすすめるべきであるとの建議が、明治44年(1911)議会に出される。「我が国民道徳の大本たる忠孝の觀念に動揺を来すが如きことあらば国家の深慮実之に如くもの」はないというのである)文部省は「特に本年度に於ては深く意を健全なる国民道徳の涵養に意を用ひ」「我が国体の精華を發揮せしめん」ため、修身科担当の中等学の教員の講習会を開いた(文部省第38年報、1910—1911年)。この危機感の中から「国民道徳論」が確立されていく。それは、明治20年代の教育勅語の段階で一応結合はされていた(忠君・愛國)倫理が心情的な家族主義・愛郷心・社会的有機体的国家論を以て融合統一された「家族国家論」による忠孝一本の(忠君愛國)倫理であった。明治国家の終着点であったといってもよからう。(国民道徳論の代表的著作である井上哲次郎「国民道徳論」は明治45年の刊行である)なお、明治44年(1911)南北朝正閏論で政府は狼狽させられたが、その結果文部省教科書編修官喜田

貞吉が休職となり、国定教科書(尋常小学日本歴史)が書き改められ、南朝のみが正統とされたことも、1945年の敗戦まで続く「作為」であった。

⑤ 修身の改訂

こうした時代を背景として明治44年(1911)7月、中学校令施行規則が改正され、修身の目的に「特ニ我国道徳ノ特質ヲ悟ラシムヘシ」の一項が附加された。また他の科でも「知識」が「智徳」と変り、「国体ノ特異ナル所以ヲ明ニシ」の次に「兼テ国民性格ノ養成ニ資スルヲ以テ」要旨とすると附加されたのは、この期の改正の主眼点を示すものである。改正された修身の教授要目をみると、明治35年(1902)の要目に比べて、「勅語ノ全文に就キテ丁寧慎重ニ述義シ且之ヲ暗誦暗与セシムヘシ」の項が入り、先年出された戊申詔書の項が設けられ(「詔書ノ全文ニ就キテ聖旨ノ存スル所ヲ知ラシムヘシ」)最後に「我国道徳ノ特質—我国道徳ノ由来、祖先尊崇、忠孝一致、愛國奉公」の項が新設されている。

なお、高等女学校、実業学校も同じく改正されたが、とくに注目すべきことは従来実業学校令(明治32年)の簡単な規定だけで、それぞれの(商業学校規程等)種別に別個に教科の内容が定められていたのを、実業学校修身教授要目として一本化されたことである。その内容は殆んど中学と同じで、ただ「実業家トシテ必要ナル道徳上ノ思想及情操……」が入っているのがちがうだけである。ねらいは、国民道徳の強化にあったのである。女学校の方もほぼ同じであるが「貞淑、温良」「舅姑、夫、兄弟、姉妹」「女子ノ本分」が強調され、注意事項に「本邦古来ノ女子ノ美風に鑑ミテ適切ナル教授ヲナシ婦徳ヲ養成セシメンコトヲカメ、殊に『家』ニ就キテハ意ヲ用ヒテ教授センコトヲ要ス」と特筆しているのが目につく。

⑥ 法制及経済の改正

同時に法制及経済の要目も改正されたが、35年要目にくらべると、事項が整理され、教育的に体系化されてきているのが目につく。(これは一つには明治35年以来10年間の法律・政治学、経済学の発達の反映と同時に学問そのままでもなく教育的配慮の結果とみられる。)法制においては、「憲法発布ノ勅語」「選挙権ノ行使」「自治ノ本旨」「国際関係」の項が新設され、「執達吏」「特権」など難解で専門的事項が姿を消している。経済で目につくのは「勤儉」が消えて「奢侈」が発場していること、「財政」が「国家ノ財政、自治体ノ財政」となり、注意事項に「経済ヲ授クル際、便宜産業組合ニ関スル事項ヲ授クヘシ」とあることである。(傍点筆者)これらは当時の社会事情を如実に反映している。全体として修身が「国民道徳」の強調を特色とするのに対し、法制及経済は日本資本主義の発展

の側面を現わしているように思われる。一問題は後者が事実としては「欠クコトヲ得」であり実際に行なわれなかったことである。

2. 第2回修身の改訂と公民科の設置

明治44年（1911）の修身改訂から次の改訂昭和6年（1931）までは20年もある。旧制中学の道徳教育史の中で最も長く変化しなかった時期である。44年の改訂が基本的には明治32～35年の「忠君・愛国」倫理を「忠君愛国」倫理にまで発展完成させたのであることを思えば、明治維新後の近代国家日本の国民倫理が一応確立されたことを物語るものといえよう。大正8年（1919）の中学校令改正は、この「国民道徳」を更に強化しようとはなかったわけで、修身の改訂は行われていない。ところが、改訂の年たる昭和6年（1931）の前年は、教育勅語発布40周年に当たっていたが、その頃、文部省と文政審議会では新しい「公民」倫理のための教育として修身の他に「公民科」の設置を検討すると共に、「修身ノ名称ヲ道徳ト改メ従来ニ比シ一層」道徳教育を強化しようとしていた（昭和3年中学教育改善のための諮詢第11号一答申は4年6月）。結局修身の名称は改められなかったが、何故、教育勅語40周年を前にして、伝統的な修身の名称を変えようなどという発想が浮かんだりしたのであろうか。昭和3年には、明治以来の「日本歴史」の名称が「国史」と変えられている。「90年間の日本の教育を語る」という座談会で（1962.10—「文部時報」）、当時文部省にいた河原春作氏は回想して「国史でいいけれども、こうすれば国家思想が養われるというのですが、たまげた」と語っている。名称を変えれば実際の効果もあがるという期待をもちたいほど、切迫した危機感があったのであろうか。

1911—1931という20年間は、1911年普通選挙法案衆議院通過（貴族院で否決）、1912年第一次護憲運動に始まり、1918年本格的政党内閣（原敬）の成立、1924年第二次護憲運動、1925年普通選挙法公布、以後1932年まで「憲政の常道」として政党政治が続けられた時期と重なる。それはまた1858年—明治以前—からの宿願であった条約改正が最終的に解決して、関税自主権を回復した明治44年から、第一次大戦を契機とする経済発展と武力を背景に、世界の三大国と国民が誇った時代でもあった。

しかし、この時期は、他方では、明治44の1月幸徳秋水ら12名死刑、同年東京・大阪に特別高等警察設置に始まり、大正デモクラシーの輝やかな勝利ともいべき普通選挙法とひきかえに治安維持法、昭和3年（1928）には2月に第一回普通選挙、3月には3.15事件（日本共産党大検挙）、6月治安維持法改正により死刑

追加、などもおこるのである。

この20年の過程の中で、国民生活とその道徳がどのように変化し、それがどのように中学の道徳教育に反映していったかを検討してみたい。

① 「明日の考察」

明治末期の社会状況は石川啄木をして「時代閉塞の現状」（明治43年8月）を書かせた。

「斯して今や我々には自己主張の強烈な欲求が残っているのみである。……今猶理想を失ひ、方向を失ひ、出口を失った状態に於て、長い間鬱積して来た其自身の力を独りで持余してゐるのである。……今日の我々青年が有つてゐる内訌的、自滅的傾向は、この理想喪失の悲しむべき状態を極めて明瞭に語つてゐる。さうしてこれは実に『時代閉塞』の結果なのである。見よ我々は今何処に我々の進むべき路を見出し得るか。……時代閉塞の現状は嘗にそれら個々の問題に止まらないのである。今日我々の父兄は、大体に於て一般学生の氣風が着実になつたと言つて喜んでゐる。しかも其着実とは単に今日の学生のすべてが其在学時代から奉職口の心配をしなけりばならなくなつたという事ではないか。……しかも彼等はまだまだ幸福な方である。彼等に何十倍何百倍する者達は生きる権利を中途半端で奪われてしまふではないか。……今やどんな僻村に行つても三人か五人の中学卒業者がゐる。さうして彼等の事業は、実に父兄の財産を養ひ滅す事と無駄話をする事だけである。……我々青年を圍繞する空氣は、今やもう少しも流動しなくなつた。強権の勢力は普く国内に行亘つてゐる。現代社会組織は其隅々まで発達してゐる。——さうして其発達が最早完成に近い程度まで進んでゐる事は、其制度の有する欠陥の一日一日明白になつてゐる事によつて知ることが出来る。戦争とか豊作とか饑饉とか、すべて或偶然の出来事の発生するでなければ振興する見込みの無い一般経済界の状態は何を語るか。財産と共に道徳心を失つた貧民と売淫婦との急激な増加は何を語るか」（傍点筆者）。ここで啄木の指摘している問題は重要である。即ち、先に考察してきた「明治国家とその道徳の完成」を認めながら、その「国家を支えるパイプ」が詰まり始めたことを彼は指摘しているのである。そしてその問題の解決は一時的には「戦争」という偶然の出来事（ヨーロッパにおける第一次大戦の発生は4年後である）によつて、不景気から好景気へ、負債国から債権国へと好転したのであるが、むしろそれだけにその規模をはるかに拡大した形で、危機がその後昭和に入つておとづれてくることになるのである。

啄木は、そのような時代閉塞の中での青年の対応をさらに分析していく。一つは「愛国心」についてである。「蓋し其論理（一愛国一）は我々の父兄の手に在

る間は其国家を保護し、発達させる最重要の武器なるに拘らず、一度我々青年の手に移されるに及んで、全く何人も予期しなかった結論に到達してゐるのである。『国家は強大でなければならぬ。我等は夫を阻害すべき何等の理由も有っていない。但し我々だけはそれにお手伝ひするのは御免だ！』これ実に今日比較的教養ある殆ど総ての青年が『国家と他人たる境遇』に於て有ち得る愛國心の全体ではないか。……『国家は帝国で以て日に増し強大になつて行く。誠に結構なことだ。だから我々も宜しくその真似をしなければならぬ。正義だの、人道だのといふ事にはお構ひなしに一生懸命儲けなければならぬ。国の為なんて考える暇があるものか！』。——ここには漱石が代助に批判させた“「立身出世」と「国の為」の統一”がくずれてしまっている事態が示されている。

もう一つ啄木が指摘しているのは「淳風美俗」との衝突である。「斯くの如き時代閉塞の現状に於て……抑へても抑へても抑へきれぬ自己其物の圧迫に堪へかねて、彼等の入れられてゐる箱の最も板の薄い處、若くは空隙（現代社会組織の欠陥）に向つて全く盲目的に突進してゐる。今日の小説や詩や歌の殆どすべてが女郎買、淫売買、乃至野合、姦通の記録であるのは決して偶然ではない。しかも我々の父兄にはこれを攻撃する権利はないのである。何故なれば、すべて此等は国法によつて公認、若くは半ば公認されている所ではないか。」——そして彼は結論づけていう。「斯して今や我々青年は、此自滅の状態から脱出する為に、遂に其『敵』を意識しなければならぬ時期に到達してゐるのである。」そして「蓋し、我々明治の青年が、全く其父兄の手によつて造り出された明治新社会の完成の為に有用な人物となるべく教育されて来た」のをのりこえて、「明日の考察」をしなければならぬ——と（勝点筆者）。（啄木全集第十巻）

明治末期の「冬の時代」は、たしかにこのような「時代閉塞」ではあつたけれども、一方では新しい明日の芽生えもまた生まれてゐた。啄木がこれを書いた明治43年(1910)に、大正市民文化の明るい華とうたわれる「白樺」が創刊され、大正時代の理想主義哲学の全盛の中核となつた西田幾太郎の「善の研究」と、後大正11年(1922)に到つて婦人の政治活動を禁止する「治安警察法」の一部改正をなしとげる婦人解放運動の始めとなつた「青鞜」の刊行がともに明治44年(1911)。「憲法論争」で、天皇即ち国家であると主張する上杉慎吉「帝国憲法講義」(1911)をおさえて、「天皇機関説」を確立した美濃部達吉の「憲法講話」の刊行が明治45年(1912)7月である。その7月29日に明治の御代は終り、7月30日から大正元年、2日後の8月1日には後の労働運動の母胎となる友愛会が設立される。その

年の暮12月に第一次護憲運動が始まつた。まさに、新しい「明日」は、明治末の“完成”と“閉塞”の中に準備されていたのである。（臨時教育會議）

② 教育の拡充と国民道徳の強化

先に啄木が指摘していた教育のゆきづまりを打開することは、第一次大戦による好況によって激増した進学希望者の問題とからんで、国家的な重要事となつた。最初教育調査会（大正2年）がそれを検討していたが、その構成は政党・実業家・自由主義的学者らの比率が大きく、その提出する構想（それは戦後の新制大学の構想に類似していた）には官僚・帝国大学・枢密院・貴族院などの反対が強く、政党内閣（大隈）に代つた官僚内閣（寺内）は大正6年（1917）特に上諭を拜して臨時教育會議を設置した。ここではその構成比率が逆転して保守派の官僚・軍人・官学代表が多く、大正時代前半の自由主義的傾向が（後述）ここで一頓座させられただけでなく、ここで決定された基本構想は以後大正・昭和を支配し、後、大きく体制の変革が要求された昭和10年代の「教学刷新」の會議での基礎資料とされたほどである（註14）。そこには、大正初年以來の自由主義・民本主義の高まり・この會議中におこつたロシア革命（1917）に対する支配層の危機感が見られる。會議は「教育ノ効果ヲ完カラシム」るために、国體の本義の明徴・我國固有の淳風美俗の維持・建國の精神にもとづき正義皇道に依り世界の大勢に処し「社会ノ協調ヲ図」り「国民思想ノ帰嚮ヲ一ニ」することを建議した（註15）。一方、国民生活の向上と教育要求水準の高度化に対して中等教育高等教育の拡充・改善を答申し、大正7年（1918）から翌年にかけて「中学校令」「高等女学校令」「高等学校令」「大学令」の改正・制定をみた。

（教育の拡充）—これによつて帝国大学以外の大学も設立が認められることになつたが、中等学校についてはその制度は従來のものを受けつぎ、改革の重点は学校の増設におかれた。（当時増大してきた新中間層への教育の解放は、教育による階層移動の可能性を増大し、逆にまた中等教育の拡大が中間層の増大をもたらし、社会形態上の変化を促すと同時に、このころから『入学試験問題』が社会問題化してくる。大正12年に中学入試撤廃同盟の結成されたことはこのことを側面から物語っている。（註16）

（国民道徳の強化）—「帝国大学令」（明治19年）では「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス」として、人格や道徳のことがふれられていなかったのが、「大学令」では「兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」と附加された。このことは明治44年の中学校令施行規則改正で「国民道徳」が附加された路線の延長であるとみ

てよい。中学校では、先の施行規則改正が今回は中学校令改正となり、令第一条に「特ニ国民道徳ノ養成ニカムヘキモノトス」と附加されて先年の改正趣旨が一段と強化され、施行規則第一条に「中学校令第一条ノ趣旨ニ依リ生徒ヲ教育シ殊ニ国民道徳ノ養成ニ関連セル事項ハ何レノ学科科目ニ於テモ留意シテ教授センコトヲ要ス」（傍点筆者）と書きそえられた。

中学校の教育については、大正5年（1916）第37議会で可決された「中等教員優遇案」の趣旨説明で「近頃不良の者若くは高等遊民甚しきは危険思想を持って居る者などができます年令は多くは此中等教育を受くる時代であり、此大事な年令にある所の者を教育することは国家の爲め頗る重大な関係を有っている」（註17）とのべられたように重要視されていた。「臨時教育会議」の答申は第一に教員ノ優遇を、第2に国民道徳の強化をあげ、以下③学科間の連絡の必要、理會力と独創力との啓発、上級学校入学準備の弊風を無くして「高等普通教育の本旨」をつらぬくこと、④学科課程の整理、選択範囲の拡大、地方の実情に即した分科の工夫、⑤教科書編纂に工夫し「感化ヲ与フルニ層有力ナル材料ヲ加フルノ必要アリ」（とくに修身、歴史、国語など）、⑦俊才ノ為ノ速進、⑧家庭及社会教育の重視（「学校ト家庭トノ協力、課外読物等ノ選択等ニ関シテ格段ノ注意ヲ加フルノ必要アリ」）⑨「健全ナル国民思想ノ源泉タル学芸文芸ノ振興ヲ図ルノ急務」などを問題としている。ここには現在にもつながる多くの問題があるが、その解決はこの時点では先にのべた学校増設と国民道徳強化で、修身改訂もなく他の制度的変更も加えられなかった。昭和6年（1931）中学校令施行規則改正による一種・二種の分化、昭18年（1943）の「中等学校令」に至ってようやく根本的な解決がはかろうとされるに至るのである。

（学校と社会）——この答申でもう一つのみがすことができないのは家庭教育および社会教育の重視である。学校が学校教育だけではすまなくなった事態の認識である。そしてまたそのことは、「学校教育が社会や家庭に対する新しい認識を与えてやることの必要」の認識でもある。

エリートコースとして「上へ」つながる性格の強い中学よりも、すぐ家庭につながる高等女学校、社会につながる実業学校ではその事態は一層痛感されたのであろう。すなわち、大正9年（1920）の高等女学令・同施行規則の一部改正で、「法制及経済」が「随意科又ハ選択科目」として「加設シ得」ることになった。

（ただし中学校のそれと比較して「財政上ノ」という一項がない。女子には政治としての財政は必要ないというわけであつたらうか？）さらに大正12年（1923）実業学校に「法制及経済」が必須として設置された。

明治32年（1899）の実業学校令による各種の学校規程の中で、「経済」「法規」（工業）、「経済」（農業）、「経済」「法規」（商業）、「法規」（商船）、「法規及慣習」「経済」（水産）の科がそれぞれ必須又は選択又は「便宜加設シ得」といった形であったのが、一律に「法制及経済」をおくことになったのである。師範学校では大正14年（1925）男女とも必修となった。（明治43年—1910—師範学校教授要目で「法制及経済」がおかれたが男子のみ必須）。中学においては依然として「当分之ヲ欠ク」状況であったのである。ここにも中学の性格が浮きぼりにされているように思われる。

（もう一つの路線）——さきほどふれた「国体の本義」を強調した「教育ノ効果ヲ完カラシムベキ一般施設ニ関スル建議」は「淳風美俗」と矛盾する法律制度の改廃をも政府に要求し、それにもとづいて「臨時法制審議会」が大正8年（1919）設置されるのであるが、ここで注意すべき問題が二つある。

一つは、この建議は、もう一つの「兵式体操ノ振興ニ関スル建議」（身体の発達、軍事上ノ知識技能ノ一端の啓発——「忠愛心心ト相俊テ他日軍務ニ服スルノ素養ヲ得シム」）が満場一致で可決されたのに対し、「起立多数」によってきめられたことである。支配層の間でも対立する見解があつたのである。反対した委員の意見を二つほどみてみよう。

「人心の乱調……それはないわけではないが、それは国民全体の意見ではない、我國の状態というものには斯く悲觀すべきものではない。ここにあることばは極端に近い」「大切なことが抜けている。ことはたしかに思想上の問題だろうが、その背後には要するに食うものが食えぬ不平がこの原因として介在している。今日の社会には其能力と労力に対する不公平ということは甚だ広くある。」（註18）

もう一つは、「臨時法制審議会」が最初にその設置を要求した意図と逆の結論を出してしまったことである。我妻栄はその事情を次のようにのべている。「その結果でき上つた要綱は、法律制度としての家族制度をむしろ弱くする方向に進んだ。このことは当時のわが国の識者の思想を支配した淳風美俗、すなわち家族倫理を昂揚するためには、法律的な家族制度はもはや不適當になったことを示すものではあるまいか。」（註19）

明治末期以来、家族生活が農村からの工場労働者としての離村・農村自体の変化によって変質し、戸主権の濫用が問題となってきたことは先にふれた。また、大正時代に入って人格の尊重が叫ばれるようになると、家庭における一夫一婦性が徹底させられねばならぬ—そこで嫡出女兒を庶男子に優先させることが問題となり、委員会では18人中9:9で委員長採決で決つ

た。このような時に、「淳風美俗」たる「男子優先、家長権」はどうなるのか。我妻栄は家族制度改正を考える法律家と淳風美俗の維持を主張する教育者の対立について、次のようにのべている。

「しかるに教育者はかような例外的な事情を無視し、戸主権が妥当に行われている事例に重きをおき、これによって美しい家族倫理が維持されると考える傾向をもっていた。それが法律家が家族制度を非難し教育者が家族制度を弁護した理由である。いいかえれば、わが民法典の採用した家族制度には、難もなく、美しい家族倫理の基礎となる半面と、醜い家族相闘の原因となる半面をもっていた。そして社会事情の変遷につれて、後の半面が次第に強く現われるようになった。その時、法律家はその醜い半面により多くの関心を持って、家族制度の廃止を唱え、教育者はその美しい半面により多くの執着をもって、家族制度の強化を主張した。」(註20)

この答申の法文化は遅々として進まず、結局戦後にもちこされてしまったのである。しかし、そこにみられる「現実」と「伝統的美徳」とのくいちがいは、まさに伝統的解決ではもはやうまくいなくなっていたのである。

〔国民教化〕一だが、政府は依然として伝統的解決をその後も試みていく。大正8～9年(1919～20)を境にして、大正の明るい側面は消え、労働運動、小作運動は激化し、社会主義運動もおこってくる。(表1)

	労働組合	小作争議
1917	14	35
1918	11	256
1919	71	326
1920	66	408
1921	71	1,680

(表1)

大正8年最初の教員組合「啓明会」が結成され、また明治末以来の友愛会は「労働総同盟友愛会」となり、翌年「友愛会」の名を切り捨てる。その年戦後恐慌がおこった。この年日本最初のメーデー、「日本社会主義同盟」の成立。大正11年(1922)「日本共産党」の出現。これに対して当局は、弾圧(大杉栄暗殺など)を加え、一方「国民精神作興ニ関スル詔書」(大正12年11月)を發布する。(その直後12月におこった「虎の門事件」で天皇に代る摂政宮が狙撃されたことは、明治末における「戊申詔書」と「大逆事件」の関係の再現であるともいえる。)その後昭和初年の不況の中で政府がおこした「教化総動員」では「国体の明徴、国民精神の作興、経済生活の改善、国力の培養」がスローガンとなり、体育が奨励(「これによって思想の悪化を防ぎ得」)(註21)された。昭和5年(1930)出された「家庭教育振興ニ関スル訓令」では、「我国固有ノ美風ヲ振起シテ家庭教育ノ本義ヲ発揚」することを強調している。これらは「臨時教育会議」以来の路線の継承であるが、訓令はその次につ

づけて「更ニ文化ノ進運ニ適応シテ家庭生活ノ改善ヲ図ル」(傍点筆者)べきことをのべている。教化総動員が、ただ国家観念の強調だけでなく、下からの農村自治厚生運動や、郷土教育運動と広い関連をもって行われたこと、更にその中心となったのが昭和4年(1929)文部省に設置された社会教育局であったことは、「時代の進運に適応し」た解決を当局も求め始めたことを物語るものといえよう。

③ 自治民育と公民教育 (自治民育)

従来の「学校でだけの」・「固定された」内容の教育の外に新しい教育が必要であることに着目したのはむしろ内務省であった。それに続いて、文部省の正統の学校教育体制から外れた位置におかれていた実業補習教育の中でその必要性和効果が認識され始めた。先にのべた明治38年の「青年団の発達奨励の通達」がその初めであった。明治の末になると小学校でも「地方自治体」の育成と結びつくために、従来の修身中心の教育ではだめだという声がおこりはじめる。大阪天王寺師範の村田宇一郎が真に役立つ教育を教育理論の中にでなく現実の中で探求しようと大阪府下の農村の小学校を代用付属として「自治体教育」の実践を始めたのは明治40年である。彼は「立憲思想普及の根柢としての地方自治」の重要性を説き「真の愛国心なるものは立憲政治の国でなければおこらぬ」「国家を健全を発達せしめんとすれば、一面に上流の人士を造成すると共に之と相對して一面には中流以下の人士を自治民として養成しなければ国家を維持できない」と主張する。彼は当時の教育の欠陥を指摘して「動もすると我邦方今の趨勢を察せずして国家を造らんとし、町村自治の何たるを究めずして町村公民を造らんとし、一家の本質を明らかにせずして家庭の一員を造らんとしている」とのべ、それを解決するために、家庭・町村自治・国家・政治経済などについての「国民科」を設けるべきだと主張している。(註21)この村田の実践が刺戟となって各地の師範学校に代用附屬が設置され、農村の小学校と実業補習学校での教育が研究されるようになった。(彼の実践は大正5年(1916)内務省地方局市町村課長田子一民「小学校を中心とする地方改良」によって「公民教育」として理論づけられるに至る。

大阪朝日新聞も明治43年の論説で社会的知識の普及の必要を強調して「社会的知識の普及を目的とした教育は目下学校においても一般民衆に対しても極めて乏しいのである。これひっきょう我が文教の欠陥にして、諸種の弊害の由て生ずる所ではあるまいか。社会主義の如き、自然主義の危険思想の横溢するの、或は文教の此方面の欠陥からくるのではあるまいか」とのべた。

（公民教運運動）

このことを特に痛感させられたのは、実業補習学校であったろう。他の中等諸学校とちがって、現実社会の下層で、きびしい現実と直面せざるを得なかったことと、一方ではしかし、他の学校が規定にしばられて自由な試みが出来なかったのに反し実業科目以外は修身でさえも国語に含めてよかったり普通科は省略してもよいというゆるやかな性格から実業補習学校は逆に時代の要求に答える教育のあり方をうみだしていくことになった。

文部省は実業補習教育調査会を1912（明治45、大正1）年設置し、翌年その報告書を出した。それによると、16,267の実補学校・農会・水産組合・商業会議所・工場・会社・個人商店に対して調査し15,332の回答を得た中の15,063が「国民市町村民としての心得を授くる」ことの必要性を認めている。同報告は「修身科は成るべく必須科目とし、個人として必須なる諸徳目は勿論、国民市町村民として心得べき事項を併せ授くるを可とす」とのべている。

1913年田沢義鋪はその著「実業補習教育」の中で、「実科公民学校」の設置を主張し、そこでは全国画一の教科書を廃して現実と対応した教育がすすめられるべきだと提案した。彼は「次郎物語」の著者下村湖人の友人で、日本青年団運動の中心人物であった。彼は、従来の画一主義・準拠主義・横倣主義・中央追随主義から脱却し、自発・自奮・自治創造の研究主義・自由主義に立って、「道の国日本」の形成をになう国民のための公民教育・生産者人間の形成のための産業教育を、青年自らの手で進めるための青年団の組織化を主張する。そしてそこで教育の中立性を強調して「ここで育てられた、強力な身体をもち、剛健な精神を有し、快活な情緒と優秀な能力とを具備した立派な苗木は、ある時は保守党の山にも、自由党の山にも、労働党の山にも移し植えられ、また資本家、地主の畑にも、小作者労働者の畑にも移し植えられて、国民の各階層の中に健全な国民をつぎつぎに供給する」のだといい、やがて従来の自由主義をこえて「社会化された新自由主義」を提唱するようになる。教育方法としては、立憲制・自治の本義・国民の権利・義務・自治体の運用組織などの一般的知識の教授と同時に「町村における実際の生活を、公民的方面から観て解釈を与へて、生徒の頭に注ぎ込む」ことが必要であり、更に知識の教授よりも訓練がもっと重要であると、彼はのべる。^(註22)こうした彼の実践からうみだされた主張は全国の実補、青年団に深に影響を与えた。

1914（大正3年）文部省主催の第一回実業補習教育講演会が行われ、翌4年文部省は蔵前の東京高等工業学校（現東京工大）附属実業補習学校で「国民心得」と

いう名前の科目において実験的授業を実施し始めた。

（その中心となったのが後述する木村正義である。）大正7年東京府実補実施要項は毎週2時間「修身及公民」によって道徳の要旨・国民心得を授けると規定した。大正8年文部省の全国における公民教育実施状況調査によると、「公民科」設置の府県11、「修身公民科」とするもの4²³、「修身+公民心得」として2、「自治制度」「法制経済」の名称で各1という結果であった。大正9年（1920）文部省が優良青年団を表彰したが、その過半が実業補習学校で公民教育を受けた青年で組織されていたという。

（実補公民科の成立）

こうした状況の中で大正9年（1920）実業補習学校規程が改正され、その教育目的は公民教育と実業補習教育の二つを大眼目として「適当ナル学科目ニオイテ法制上ノ知識ソノ他国民公民トシテ心得ヘキ事項ヲ授ケ、又経済観念ノ養成ニカムルヲ要ス」と示された。ここではまだ「適当なる学科目」とされているが、大正11年（1922）文部省の作成した実業補習学校標準課程では「修身・公民心得」としている。同年公民教育調査委員会が設置され、翌13年（1924）実業補習学校公民科教授要綱が制定され「公民科」が初めて正式に設置されることになった。その教授要綱は後の中学校、実業学校、高等女学校、師範学校の「公民科」にもその大部分がうけつがれるのであるが、若干の、しかし極めて重要なちがいがあつた。それらの問題はまとめて、中学校「公民科」の検討の際にゆずることにした。ここでは、「公民科」という教科が上から正統的学校の中からでなく、下からの運動として成長し、それを上から「教育体系」の中にとり入れていったのだという事実を確認しておきたい。

そして実業補習学校に設置されてから「7年」の年月がたつて、中等諸学校に「公民科」が設置されるのであるが、その問題の前にもう一つ検討せねばならぬ問題がある。

④ 自由主義と政党政治の全盛と危機

（大正デモクシーと自由教育）

第一次護憲運動、白樺派、自由主義教育運動、民本主義（吉野作造の主唱は大正3年と大正6年）の全盛、原敬内閣の成立、普通選挙運動など、大正の前半は「大正デモクラシー」のもとで市民文化が成長した時期であった。そこでは大隈首相自ら、それまでの教育を批判し、「自由独立の大精神大元氣、権利義務、立憲制についての知識」を涵養することの必要を説き、私立学校では修身の代わりにカウンセリングふうの「懇談」の時間をおいたり（自由学園）「精神講座（倫理、労働、法制経済、現代思想一般の解説）」がおかれ（文化学園・中学部）たりした。^(註24)こうした

自由主義的傾向は大正7年(1918)からの第三期国定教科書にも反映している。その年は「赤い鳥」が創刊された年でもあった。

しかし、その年はまた同時に、米騒動のおこった年でもある。その結果「もはや政党政治でなくてはおさまりがつかない」(注24)として成立させられた原敬内閣の下で、普選運動が激しくおこり、野党は普選案を出す、原内閣は「普選は危険思想」として解散し、選挙の結果政友会の大勝に終る。労働者や学生は普選運動にあまり期待をかけず、階級闘争による方向をとり始める。

自由主義的新教育運動の絶頂ともいべき「八大教育主張講演会」が開かれた大正10年(1921)、有島武郎は、雑誌「自由教育」に寄稿して次のように述べている。「自由教育なるものも……それを実行に移すにすくなからず困難をとまなうと私は考える。現代において社会生活の内容が……一人の人というものが無視されているに近いからだ、国家に有用なものでなければ学問でも学問でないのだ。(社会の)柱石のお役に立つものでなければ技術でも技術ではないのだ。僻見なしに物を正視しようという人間や、自分の天分を思う存分伸ばして見ようというような人間は、いわばわが教育当事者にとっては継子である。小学校は中学校のために、中学校は高等学校のため、高等学校は大学のため、大学の目的はまず第一に国家有用の人物をつくるのにあるということになっている。つまり人間になるのは二の次にして、始めから石や柱になりたがるものになる稽古をするのが要求される社会で、自由教育など実行されるはずがない。」

同じ白樺派の武者小路の「新しい村」を空想的として批判して自己の所有する農場を解放した彼が、「家長権」と「夫権」を保護する「国法」の前に人妻と情死した大正12年(1923)、白樺派もまた廃刊される。自由教育運動も彼の指摘した通り崩壊していくのである。(その崩壊をこえて進んだ後期生活綴方運動は日本教育の大きな遺産となるのであるが、それは残念ながら東北を中心とする農村の小学校においてであって、中学校の問題ではないので考察から除外せざるを得ない。)

(デモクラシーの危機)

有島が先の文を書いた大正10年(1921)9月安田財閥の当主安田善次郎が刺殺され、11月平民宰相といわれた原敬が東京駅頭で「国賊」と絶叫する19才の青年によって刺殺された。彼らの動機は、大正8年(1919)中国革命の経験の中で書かれた「日本改造法案」をもって帰り国家主義の結社(猶存社)を大川周明らと組織した北一輝の影響によるものといわれる。安田刺殺の犯人神州義団団長朝日平吾はその場で自害したが、

その斬奸状には「世の青年志士に檄す、卿らは大正維新を實行すべき天命を有している。そしてこれをなすには、まだ第一に奸富を葬ること、第二に既成政党を紛砕すること、第三に顯官華族を葬ること、第四に普通選挙を実現すること、第五に世襲華族、世襲財産制を撤廃すること、第六に土地を国有とし小作農を救済すること、第七に十万以上の富を有するものは一切を没収すること、第八に大会社を国营となすこと……などにより着手すべきである。しかも最急の方法は奸富征伐であり、それは決死をもって暗殺するほかに道がない」と記されていた(注25)。ここには12年後の5.15、15年後の2.26につらなる思想が早くも現われている。朝日のいう「大正維新」は行われなかったが、ここにみられる時代の弊害、資本主義の害悪の認識と社会主義的方策と普選断行の要求は、その基本的立場は左右反対でも、当時勃興してきつつあったマルクス主義・社会主義の運動と共通するものを含んでいる。その要求をうみだした時代の現実をこそ我らは考える必要がある。)

社会主義の影響は大きく広がっていった。大正11年(1922)設立され弾圧で崩壊したが大正15年(1926)再建された共産党は、昭和3年(1928)の第一回総選挙の年、機関誌「赤旗」を創刊して活動を始めた。大正14年(1925)学生の社会科学を禁止していた当局は、無産政党が初めて8議席を得た2月の総選挙の翌月の3.15事件で検挙された共産党関係者の中に多くの帝大・高校の学生がいたことに驚愕した。本来なら支配層のコースにつらなる選ばれたエリート学生の中から、現体制を真向うから否定する者が出たのである。4月、特高が強化され、文部省学生局が設置され、政府は「教学振興」「国体観念養成」の声明を出し、5月緊急勅令で治安維持法に死刑が追加された。しかし、学生の間だけでなく、労働者、文学者の間にも社会主義は広がっていった。マルクス主義の立場に立つ教育運動として日本教育労働者組合が結成され、新興教育研究所を創立したのは昭和5年(1930)であった。

一方、国家主義は、先にのべた猶存社の後、赤化防止団(大正11)、経綸学盟(大正12)、行地会、国本社、七生社(大正13)、建国会(赤尾敏)勤王連盟(大

正15)と、大正時代にもできたが、本格化するのは昭和に入って、とくに昭和7~8年に集中している(表2)。従ってその検討は次の段階にゆずることにする。(ただ、右翼が勢力をのばせなかったのは、社会主義をふくめて、大衆的なデモクラシーへの期待と支持があったという

右翼団体の創立

大正	1—5年	2
大正	6—10年	8
大正	11—15年	60
昭和	2—6年	151
昭和	7—8年	276

表2

こと、それを可能にした1920年代という「相対的安定」の時代背景を指摘しておこう。）

（デモクラシーへの期待と「公民科」）

1920年恐慌後も、人々はデモクラシーに期待をかけた。普通選挙法が大正14年(1925)に通過し、昭和3年(1928)無産政党も議席を獲得し、政党内閣の交代というルールが確立された。大正14年(1925)にアダム・スミスの国富論が「御進講」にえられたのは、その時代風潮を物語るものであろう。そしてその年は、「キング」創刊(1月)ラジオ放送開始(2月)「家の光」創刊(5月)の年でもあった。都市と農村に広い大衆の基盤をもって普及していくこの二大雑誌とラジオ放送の始まりは、マスコミを媒体とする「大衆社会」の開始を告げるべきことであった。昭和に入ると「円本」やレコードや映画を通して更に大衆文化が都市を中心として栄え始める。

こうした中で「普選」とひきかえに「治安維持法」を公布し、その付帯決議として「国民の思想上、階級利害の調和上、最も有勲なる政策に転化させるための努力、すなわち『教育』が不可決」であることを確認した政党内閣は、その最も重要な手段として「公民科」教育をとりあげるのである。そしてひとびとは、恐慌下の民衆生活の窮乏(表3参照)をよそに、政権争奪にあけくれる政党政治の建直し・政界浄化の手段として、国民の政治的覚醒・選挙の公明化をめざす立憲的教養と訓練のための「公民科」を要求し、支持して行くのである。

しかし、皮肉なことに「公民科」の設置が検討されつつあった昭和4年(1929)の大恐慌は、経済の独占資本への集中(表、カルテル結成数を参照)をうみ、「公民科」の中学設置の年である昭和6年(1931)には、「日本経済の国家独占資本主義への移行のメルクマール」と評される重要産業統制法が施行され、国家主義者の大同団結である全日本愛国者共同闘争会議が結成され、国家社会主義の大日本生産党も生まれる。そしてその年の9月満州事変がおこり、翌7年(1932)5月、政友会内閣の犬養首相が軍人に暗殺された。5.15

昭和初期の国民生活 表 3

	実質賃銀 指 数	労働争議 件 数	米 価 1920=100	小作争議	カルテル 結 成 数
1927 (昭和 2)	/	383	79	2,502	2
1928 (" 3)	100	393	70	1,866	5
1929 (" 4)	103.9	571	65	2,424	3
1930 (" 5)	98.7	900	57	2,478	19
1931 (" 6)	90.7	984	42	3,419	24

件によって大正以来の政党内閣は終りを告げるのである。

⑤ 「公民科」の設置と修身の改訂

昭和6年中学校令施行規則が改正された。従前とちがいが、第一章に詳細な「生徒教養ノ要旨」が附加された。(「中学校ニ於テハ中学校令ノ旨趣ニ基キ小学校教育ノ基礎ニ抛リ一層高等ノ程度ニ於テ道徳教育及国民教育ヲ施シ生活上有用ナル普通ノ知能ヲ養ヒ且体育ヲ行フヲ以テ旨トシ特ニ左ノ事項ニ留意シテ其ノ生徒ヲ教養スベシ。——教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ学校教育ノ全般ヨリ道徳教育ヲ行ハンコトヲ期シ常ニ生徒ヲ実践窮行ニ導キ殊ニ国民道徳ノ養成ニ意ヲ用ヒ我ガ建国ノ本義ト国体ノ尊厳ナル所以トヲ會得セシメ忠孝ノ大義ヲ明ニシ其ノ信念ヲ鞏固ナラシメンコトヲ期スベシ」)

6年の改正の主要点は、増大する中学進学者によって、上級学校進学者だけでなく、直接社会に出る者のためのコースを分化したことにあるのであるが、それと同時に明治以来の「国民道徳」が一層強化され、その「復古」すべき伝統は「建国ノ本義」とますます遠く古代へさかのぼっていくようである。

(修身) 改正された教授要旨をみると、「教育勅語」「戊申詔書」の他に大正末の「国民精神作興詔書」がつけ加えられ、高学年において「道徳ノ原理、社会生活ノ原理ヲ授ケテ国民道徳ノ根柢ニ対シテ確信ヲ与エンコトヲ旨トシ又国民道徳ノ特質ヲ十分明確ニ悟ラセシムルト共ニ時代思潮ニ対シテ正シキ批判力ヲ養ハンコトニカムルモノトス」(傍点下線筆者)とされているのが注意をひく。そして最後に注意として「修身教授ノ効ヲ収メントスルニハ特ニ訓練ニ依リテ生徒ヲ実行ニ導キ人格的感化ヲ及バサンコトニカムベシ」(傍点筆者)と力説されていることは、「新教育」や「公民教育運動」の影響と共に、次のファシズム時代の「行の教育」への傾斜をも示している。下線を付した部分は「国民道徳ノ根柢」への確信がゆらいでいることの反映ともみれるし、「社会生活」や「時代思潮」をとりあげているのは先に考察してきた時代状況からも当然と

いえよう。しかし実は、それらの問題を取りあげてそれを主張したとり入れたのは、先にのべた「実補公民科」であった。ところが、中学校の「公民科」はほぼ「実補公民科」をうけつぎながら「時代思潮」は含んでおらず修身の中に姿を現わしてこのような重点的扱

いをうけているのである。「公民科」でなく「修身」に、という移り変りに大正13年という時点と昭和6年という時点の相違をみることができよう。

（「中学公民科」）

中学校に「公民科」をおくかどうか問題になったのは、大正12年(1923)文部省が学科課程で改正を要すると認めるものがあるかとの諮問に全国中学校長会議が「修身には公民科を含む」と答申した時に始まる。大正13年(1924)、全国中等学校修身教育協議会が従来の修身科の欠陥と法制経済の欠陥を批判して両者を結合した「修身公民科」の教授要項案を作成し、大正14年(1925)中学校長会議は「修身科と公民科は一緒にすべきである」と決議した。しかし、同じ中学校長会議は昭和3年(1928)には「修身科と公民科は分離すべし」と決議したのである。「公民教育を施す結果、国民教育を弛緩せしめることはないか」「公民教育は革命をそそのものであるから絶対に行なふべきでない」との疑惑や反対があったのである。昭和3年中等学校教育調査委員会が設置されて文政審議会への諮詢がなされ、昭和4年文政審議会の答申が出されて公民科の設置が決定された。

（この時の諮詢で、修身の名称を「道徳」と変えたらという一項があったのは、先に考察した修身の性格と対比して、明治32・44年の修身と決定的にそのあり方を変えたいという決意があったのかとも思われる。しかし文政審議会は、修身という伝統的な名称を残した。）

「中学公民科」から「思想問題」といふ「実補公民科」にあった項がぬけて修身の方に「時代思想」という名称で入ったのは、「思想問題といふ項を設けてそこで詳しく説きますと、徒に生徒をして思想問題に付て興味をもたせ、研究心を増長する嫌ひがありますから、そういふことを要項に入れないように……」中学校長会議の結果文部省に対して申出があって、それが原因で思想問題が省かれたのだという。(註27)

また、「修身があるから公民科はいらないといふ意見がかなりあった」(実補の場合とちがう)が、それに対しては「公民科に属することは何も道徳教育だけではない。政治経済その他道徳上の法則にない法律上経済上に関する知識なり徳操なりを教へるので……修身の範囲に見ることのできない点が少なくない……従って之を修身の中に入れてしまふといふことは理論上からも穩当でないといふ議論」で設置することになったという。

(実業学校は1年前の昭和5年、師範学校は中学と同じく、高等女学校は昭和7年、それぞれ「公民科」が必修として設置された。その内容はほぼ「中学公民科」と同じであるが、女学校について次のようにのべて

いるのは注目に値する。「時勢ノ進運ニ応ジ男女ヲ問ハズ一般国民ニ公民的教養ヲ与フルコトノ必要ヲ認メ」「特ニ女子ノ徳操ニ顧慮シ且女子ノ地位及其ノ任務ニ適応セシメ」「女子ノ母タリ妻タルノ地位、家庭ニ於ケル任務等ニ留意シ」——。また実業学校への訓令の中で「殊ニ普通選挙制度ノ実施セララルル今日に於テ立憲自治国民トシテノ教養ヲ与フルハ最モ緊要ト認ムルヲ以テ特ニ之ニ重キヲ置キ公民教育ノ徹底ニカメントス」と強調されているが、中学校については見当たらない。その理由は、実業学校への訓令の初の部分に「実業学校ノ卒業生ハ卒業後直チニ実務ニ従事スルヲ原則トスルヲ以テ国民・公民トシテノ教養ヲ与フルノ必要ヲ認メ」とあるが、中学校においてはそうでないというのであろうか。

実施後3年たったの実施状況の記録では、女学校、実業学校はうまくいっており、それも田舎、小都市、大都市の順によいが、中学はおしなべて悪いという報告がされている。(註28)

（修身と公民科の相違）

「従来の修身科は其背後には共同生活の組織的關係にはふれないで、唯各個人に要求される道徳的規範のみを教えた。」

「修身科は個人生活を本として教へられ、公民教育は社会あるいは共同生活の組織を通じて説かれるだけの差でその目的は同一である。」

「方法的見地から考へた公民科は生徒の眼をできるだけ自分の周囲に向かしめるのが主眼であり、修身科の方は心を常に自分の内心に向けしめる。この両方面は必要であるがその主眼とするところ、入って行く道が違ふといふように考えることができよう。」

「公民科といふものは一つの連絡学科である。学校教育のすべての方面で行われる公民教育に統一を与へる学科である。……公民科を受もつ人は学校の事情に十分通じ、各学科を教へているところの状態を承知している人でなければならない。……公民教育は学校全体が何時でもやっていることであるし、過去でもやったし、将来もやらなければならぬ。しかし公民科はその中心となり、全体として、原則として学校で行われる公民教育に統一を与へる学科目であると考へて宣しい」(註29)

以上は設置当時の「公民科」教育に対する学者の理論づけである。まさに最近の「道徳」特設当時のような状況である。文部省は「修身科は各学科目の大王のようなものであり、すべての学科目は之を助けてゆくようにする。そして修身科の則る所はあくまでも、教育に関する勅語である。是に対して公民科の方は、当面の事実として、政治上、経済上、社会上の事項を授けることを眼目とする」と説明していた。(註30)

（公民科の目的と内容）

文部省はその施行規則改正の趣旨を説明して「学科目ニ就テハ社会ノ趨勢ト学校教育ノ実情ニ鑑ミ改正ヲ施シタル所尠カラズ」（傍点筆者）として、最初にまず「公民科」（週2時間、第4学年・第5学年必修である——法制経済と比較せよ）設置の目的を次のようにのべている。

「従来ノ法制及経済ハ其ノ教授ガ概シテ法制及経済ノ専門的知識ヲ授クルニ傾キ實際生活ニ適切ナラザル嫌アリシニ鑑ミ今回之ヲ廃シ新ニ公民科ヲ設ケテ立憲自治ノ国民トシテ必要ナル教養ヲ与フルコトトセリ公民科ニ於テハ法制上、経済上及社会上ノ事項ニ関シ之ガ事理的説明ヲナシ以テ道義ニ帰結セシムルヲ旨トシ修身、国語、歴史、地理、実業等ノ諸学科目ト聯絡裨補シテ其ノ教授ノ効果ヲ全ウセンコトヲ期スベキノミナラズ訓練ト相待チテ公民的情操ノ涵養ニカムベキナリ修身ト公民科トハ各独立ノ学科目トナシタルモ兩学科目ハ極メテ密接ナル関係アルモノナルヲ以テ修身ヲ兼ネ修メテ之ガ知識ノ豊富ナル教員ヲシテ公民科ノ教授ニ当ラシムルハ極メテ望マシキコトニ属ス」（傍点筆者）

公民科の内容をみると、前の法制経済とちがう項目は、「教育、神社、宗教、公安、農村ト都市、交通、我が国ノ産業、人口と国土（一海外発展を含む）、社会改善（社会問題、社会政策、社会事業）世界と日本（人類文化ノ発達、文化史上ノ我が国ノ地位、我が国ノ使令）」の諸項目である。たしかに法制経済では、このような内容を扱わざるを得なくなってきた「社会の趨勢」に適應し得なくなっていたのである。問題は方法的な「知識ヲ授クルニ傾」いたことから「實際生活に適切ナラザル」結果がおこったのではなく、むしろ問題は法制経済の教科内容と「自由主義的資本主義」経済のゆきづまりにあったのである。アダム・スミスの自由主義がゆきづまり、国家独占資本主義に移行しつつあった昭和6年（1931）という日本および世界的な動きの中でそれが生まれてこなければならなかったのを、「知識的であったから」というとらえ方をしていいる。そこから、「道義ニ帰結セシメ」「徳操ノ涵養ニカムベキ」であって上に考察したような性格をもつ「修身」を「兼ネ修メ」る教員が担当することが極めて望ましい、という考え方も生まれてくるわけであろう。そしてこれは「行」を重視しはじめていた当時の教育の動向と結合して、訓練一練成の方向への傾斜を深めていくことになる。

（変質していた「公民科」）

明治末期から大正初の実補の民間的な動きの中では自治民育としてとらえられ、中期に入ると立憲国民としての政治的・経済的教養と公民的訓練として拡大

され、大正末期には思想問題・社会問題への常識という要素がつけ加わり、昭和に入ると「政界革正」と「思想対策」の性格を濃くしてきた公民教育は、複雑な性格をおびている。大正初めの田沢の主張は先にみたが、大正中期から昭和初期にかけて文部省の実業学務局にいて（中等学校「公民科」設置当時実業学務局長、後辞任して代議士となる）公民教育の確立に努力を傾注した木村正義の見解をみてみよう。（木村正義「公民教育」）

「今や『私』ということ考ふるよりは『我々』と云ふことを考ふることが必要である。」とする彼は、「所有権の絶対性一私有財産万能の思想一我利我利」を否定し、「自己並に社会公共の為に」ということを主張する。そして「客観的には社会生活の理解であり、主観的には共同生活観念の確立」をはかるための公民科の成立が必要であるとする。

「思想問題に関し、明確なる判断力を与ふことは急務中の急務であるが、未だこの点に向って従来多くの積極的努力なく、単に消極的に思想の取締を為すに過ぎざるは吾人の大いに遺憾とする所である。」

「若し、国民に、一面に於て人と社会との関係、共同生活の意識、国家生活の必要と其内容、我が国体の精華等が十分に体得せられ、他面に於て、社会主義思想の向たるかを理解せしめたらんには、危険思想として恐るるに足らぬ」（傍点筆者）

木村は、「社会問題の解決に関する方策は、社会政策を執行する他に採るべき道はない」とし、「まず国民をして、国家観念を養成」する必要があるという。そして、その国家を次のようなものとしてとらえる。「国家が人類生活の必然的産物にして、人類文化の向上は、一に国家制度に負うものたることを深く認識させると共に、国家は社会政策を執行し、社会事業の振興を図ることが肝要である。」（傍点筆者）

このような彼のとらえ方は、彼が中心となって作成した「実補公民科」をへて、この時点（昭和6年）の「中学公民科」の構成にもあらわれている。すなわちまず「人ト社会」がきて自己→家→郷土→国家と発展する構造である。これは6年後の「公民科」改正（昭和12年）の国家→家→人の構造と正反対である。

そして、彼は「国体の精華」を「天皇中心の国体、国民全部参与」としてとらえ、「五ヶ条の御誓文、市町村制の制定、帝国憲法の発布、近くは陪審制度の実施、普通選挙の断行等、これに外ならぬ」と主張する。ここには大正14年（彼の著作「公民教育」発行の年）の時点における公民科の性格がよく現われている。しかし、昭和6年の時点では、そのような主張はあったことはあったが、そして一応「実補公民科」の形が「思想問題」（実補公民科）を除いてはぼうけつ

がれながら、それが「建国ノ本義、国体ノ尊嚴、忠孝ノ大義」(先述改正施行規則第一章)を強調する教育全体の基本方針の中でどのように位置づけられていくのか。それはその後の現実の中で検証されねばならない。

(初めの概要でふれたように、本報告では、ここまでの部分を詳論し、昭和7年以降は(その2)として、来年度の研究紀要で詳しく検討したいと思う。しかし本報告でも、そこでの問題点だけをあげ、おおよその考察を行なっておきたいと思う。)

Ⅲ 公民科の「国民科」修身への統合

公民科が成立し、「修身」と随意科としての「法制及経済」からなりたっていた中学の道徳教育が、修身と公民科を共に必修とする体制に変ったのは、明治以来大正を経て「教育勅語喚発40週年(昭和5年)」の翌年であった。そしてその年は満州事変をふみきり台として、日本が「十五年戦争」へ突入した年でもあった。翌年(昭和7年)5.15事件、昭和9年(1934)「国防の本義と其強化」(陸軍省の国家体制変革の構想が示されているパンフレット)、昭和10年(1935)国体明徴(議会政治の基礎理論であった「天皇機関説」の終焉——それには、その問題を政争の道具としてあつかった政党の力もあずかっている)・「教学刷新会議」設置。昭和11年(1936)2.26事件、昭和12年(1937)「国体の本義」刊行——この年「公民科」が「皇民化」される内容の改正が行われ修身科とあまり変らぬ内容となる。——それから「教育審議会」による教育改革の大検討を経て、中学・実業学校・高等女学校を含む「中等学校令」の成立(昭和18年—1943)、そこの「国民科」修身への「公民科」の吸収統合——と、歴史は続いていく。

成立したばかりの公民科が何故変質し、消滅していったのか、それは上に概観した歴史の流れの中では当然であったとはいえ、公民科自体の中に問題は果してなかったのか。公民科は現場の学校の中でどのように受けとられ、どのように実践されていったのか。

昭和6年(1931)、昭和12年(1937)、昭和18年(1943)という慌しい改正は、戦争のためばかりといえるのであろうか。次の表(表4)をみていただきたい。そこにみられる産業構造の変化、—それにとまなう社会の変化が「青年学校」の設立(実補と青訓の合一)や「中等学校令」の成立にもなって現われ、「国民学校8年制問題」にもからんでくるのではないのか。戦後の農地改革の準備が敗戦前すでに現実的に進行していたという事態は何を物語るのであろうか。

年	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100%
1921		A			B	C	D	E	その他	A	紡績工業
1924		A			B	C	D	E		B	食料品工業
1930		A			B	C	D	E		C	機械工業
1938		A	B	C	D	E				D	化学工業
										E	金属工業

工業種別生産高百分比(日本国勢図会による)

表 4

「公民科」を媒介として成立してくる「国民科修身」は、その「皇国民」のイデオロギーの類似にもかかわらず、明治の「臣民」像とは異なるものを中に含んでいたように思える。——しかし、何故「公民科」はもろくもついえさったのか。昭和7年(1932)以降の「農本主義」が「個人主義」と「共産主義」を「都会的」なものとして排撃し、「国家社会主義」が「資本主義」を否定し、さらに「伝統・国民性」をもとに「共産主義」を否定していったが、そこには、かつての明治の「家一郷土一國」の意識構造をうけつぎながら、ちがったものもあったのではないか。「新体制運動」に結集していった人々の意図と「公民科」はどのようなつながりをもっていたのか。

これらの問題の追究と検討を来年度研究紀要にまとめたいと思う。

Ⅳ 戦後「公民科」から「倫社・政経」へ

〔戦後「公民科」〕

敗戦によって、9月から教科書の不適当箇所を墨で塗って削除した教科書を使いながら、9月15日文部省は「新日本建設ノ教育方針」を出し「軍国的思想及施策ヲ払拭シ平和国家ノ建設ヲ目途トシ」「科学的思考力」「平和愛好」を主張したが、なお「国体ノ護持」をうたい、詳細な内容は「鋭意努力中」だとしている(註31)。10月「新事態ニ即応スル公民教育ノ刷新改善ヲ図ル為」「公民教育刷新委員会」が設置された。(傍点筆者)(ここで昭和18年死亡した「公民」が復活したわけである。)
「ソノ目標トスルトコロハ新時代ニ即スル政治教育、殊ニ代議政治、國際平和、個性ノ完成、正シイ世界情勢ノ認識等ノ諸問題ヲ如何ニシテ公民教育ノ課程トシテ取扱フカト云フ事項カラ教授要目ノ改訂ノコトニマデ及ブモノデ」あった。

委員会はその年12月22日に答申を行なった。それはまず「従来官尊民卑ノ風、或ハ封建的傾向強ク、国民一般モ上カラノ命令ニヨツテ動くコトニ慣レ、『公民』トシテノ自発的積極的活動ハ政治的、経済的、社会的ニ永ク阻止サレテイタ」こと、学校教育が「直輸入的或ハ形式的ニ流レ易ク、コレヲ是正スルカヲ有セズ」「シカモ他面伝統的ナ傾向即チ上カラノ訓練ニヨツテ

国民ノ錬成ヲ目ザス傾向ガ強マリ、特ニ満州事変以後ハ公民教育ノ内容モ軍国主義的傾向ヤ極端ナル国家主義的傾向ニ歪曲サレタモノトナリ、上層カラノ指導ノミガ重シラレテ各人ノ自発性ヲ重シズベキ公共生活上必要ナ性格陶冶ハ軽視セラレ、今次戦争下昭和十八年改正ノ中等学校令ニ於テハ、公民科ナル科目ハ廢止セラレ、若干ノ公民科教材ガ修身科ニ含マレルニ過ギナクナツタ」（傍点筆者）とその歴史を回顧し、「ソノ本来アルベキ姿」を実現せよという。それは「即チ各自ノ社会ニ於ケル地位ヲ具体的ニ理會セシメ、各人が如何ニ有機的ニ関連シテイルカ、社会全体ノ動キガ如何ニ各人ノ行動ニヨツテ左右サレテイルカヲ理會」させ、「此ノ理會ト自覚トニ基イテ各人ハ共同生活ノ秩序ヲ維持シナガラ、自主的、自発的協力ニヨツテ共同生活ノ向上発展ニ努ムベキデアルコトヲ、具体的実践ヲ通シテ確信スルニ至ラシメ」ることである。「ソレ故、徳目ノ教授ヲ通シテノ道義心ノ昂揚ト、社会的知識技能ノ修得並ビニソノ実践トヲ抽象的ニ分離シテ取扱フガ如キ從來ノ傾向ハ是正サルベキデアル」。

そして「学校ニ於ケル公民教育」ヲ「(一)公民科教育」と「(二)公民的実習」とに分け、「公民科教育」については次のようにのべる。「道徳ハ元来社会ニ於ケル個人ノ道徳ナルガ故ニ『修身』ハ公民的知識結合シテハジメテ其ノ具体的内容ヲ得、ソノ徳目モ現実社会ニ於テ実践サルベキモノトナル。従ツテ修身ハ『公民』ト一本タルベキモノデアリ、兩者ヲ結合シテ『公民科』ガ確立サルベキデアル。」

ここでは、修身と公民の位置が2年前(昭和18年)と逆転して、修身が「公民科」の中に統合されようとしているのである。そしてさらに「從來ノ公民科」はどうであったかという点、「細目ヲ網羅セントシタ余リ、教科書ノ敘述ヲシテ多クハ抽象的定義ノ羅列ニ止マラシメタ。又ソノ内容モ生徒ノ興味ヲ喚起スルコト少ク、教授者ヲシテ法制經濟ニ関スル断片的知識ノ教授ニ終ラシメル觀ガアツタ」とのべている。(傍点筆者)（一これは14年前「法制及經濟」が廢されて「公民科」が設置された時のセリフと全く同じではないか？ その弊を除くために設置された公民科は、昭和6年から18年までの12年間一体何をしていたのであるか？）

第二号答申は「具体的方策」についてのべているが、それは「わが国民教育が『教育に関する勅語』の趣旨に基く限り公民教育もまたその立場に立って行わべきであるのはいふまでもない。それと共に從來の観念的形式的な道徳教育乃至社会教育の欠陥を反省批判しなければならぬ」（傍点筆者）と語っている。

（一これは大正14年の時点の木村正義、あをいは、修身と微妙なバランスをとっていた昭和6年の時点の公民科とどれほどちがっているか？）

そして、答申は基本の方針として次のことがらをあげている。

1. 普遍的一般原理に基づく理解の徹底（道徳、法律、政治、經濟の——。偏狭な独断的立場を排除。「わが国の特殊性についても科学的・実証的な説明を要する」）
2. 共同生活における個人の能動性の自覚
3. 社会生活に対する客観的具体的認識とそれに基づく行為の要請（「恣意的独断的な思考や行為を排除すること」「徳目を社会組織から抽象遊離せしめることなく……」）
4. 合理的精神の涵養
5. 科学の振興と国民生活の科学化
6. 純正なる歴史的認識の重視

〔公民科教師用書〕

「この答申直後、敗戦の年も押し迫った12月31日にGHQは、一つの指令を出している。それは、修身・国史・地理の授業停止を命じたものである。私にとってはそれは大きなショックであった。それこそ日本側で自主的に解決すべきことが、指令で先を越されたからである。」これは当時、文部省にいた勝田守一の回想である(註32)。彼はそれからGHQと折衝し、「青年学校・中等学校用、公民教師用書」の編集に当る。(のち竹内良知も関係)（「国民学校用」には青木誠二郎、のち上田薫も関係）「国民学校用」には日常生活における行動習慣の「しつけ」に重点をおき、「青年学校・中等学校用」は知識を主にして公民的実習を考慮したものだった。かくして昭和21年10月22日「青年学校・中等学校用公民教師用書」が発表された。それは冒頭に「個人は共同社会の一員であり、その行為は社会生活と切り離すことはできないのであるから、道徳教育はすなわち社会生活における行為の発展をめざすものであると考えられる。そこで、今後は道徳教育は公民科をも含む『社会科』といふやうな学科の一部分となるやうに研究されるであろう。そのやうに見るならば、将来は独立の教科目としての『修身』は恐らく再開されないで、新たに『社会科』といふ学科が設けられ、新しい方向に道徳教育が改革されるであろうと予想することができる」とのべている。(傍点筆者)

（そして社会科が始まったのは昭和22年であるが、その後、26年、30—31年、33—36年と改訂され、小中学では、「教科ではない」しかし「独立の」「道徳」の時間が特設され、高校では「倫社」と「政経」が分離しているのである。戦後わずか10年あまりの、高校というならば、「社会科第10学年」に始まり、「一般社会」・「時事問題」倫理的内容をふくむ「社会」；そして「政経」から分離されて独立させられた「倫理・社会」の成立まで22年—36年の14年間である。この動

きをどのようにとらえたらよいのか、——それは今後の課題とする。しかし、ここで、一つだけ、昭和21年(1946.3.31)の米国教育使節団報告書の一節を想起しておこう。すなわち「日本が実際民主主義的になるのなら、民主主義的な倫理が当然教へられるものと思ふ。我々はただそれが平和について教へられ、民主主義の方向に向けられさへすれば、その教へ方は日本人に任せておいてよいのである。」——という「修身、倫理」についての項の最後の部分の一節である。(傍点筆者)

〔従来の道徳教育への分析とその視点〕

昭和21年10月の時点で、やがてそれが「社会科」の一部になるとの予想をふくみながら「戦後公民科」がどのように「従来の道徳教育」を批判しようとしていたか。それは当然また未来にもつながってゆく「道徳のとらえ方」であったはずである。

それはきわめて重要であるので、「公民科教師用書」にみられる戦前の教育への批判について、少し立ち入って分析してみよう。

(1) 「社会秩序といふものはすでに出来上った動かないものとみられがちであり、個人はそのやうな秩序に服従すればよいといふふうになり——」にあったことから

㉞ 「社会の改善が問題になる場合でも、それはただ個人の内的必構へや、昔から美風として伝へられて来た徳目の実行によって解決されるといふふうになり、

㉟ 「それ自身としては立派な徳目も、つねに上から強ひられるといふ形で教へられ、それにしたがふやうに個人の心術を作り上げるといふやり方で」

㊱ 「変って行く社会生活に適合して被教育者に、自由にしかも合理的に判断して社会に新しい秩序を作り上げる能力を養はしめるよりも、多くの場合既成の秩序に服従することを教へることに重点が置かれた。」

(2) ——「しかし、実際には、わが国の社会生活も種々の点で近代化し、変化して来た結果、古い社会の道徳意識そのままでは国民生活の現実には適合しないところが多くなって来たにもかかわらず、道徳教育の根本の方向には変化が無く、依然として上から徳目を教へ込むといふ指導が跡を絶たなかった。」

㊲ 「そこでその教育は観念的にとどまり、……その結果は道徳教育が一般に抽象的になり、具体的な社会生活の中で正しく合理的に処理して行くことにおいて、指導に欠けるところが多かった。」

㊳ 「そこで道徳は観念の問題にとどまり、生活の問題とはならない。道徳は生活の力とならないで、言葉や観念に終わった。」

㊴ 「美風としてその説くところの家の生活といふものも実は古い社会のそれを理想化したものであり、現実の家の生活との間にくいちがいが多く、そのためにかへって家族のためのみをはかるといふ一種の家の利己主義が横行し、さういふ行為が社会生活の正常の発展の妨げとなる結果さへみられた。」

(3) 「一横端な国家主義的教育—道徳の向かふところもまた一律に国家目的の実現といふふうになり考へられた。」

㊵ 「道徳教育が人間の基本的権利及びその生活条件を無視する傾きが見られるやうになった。個人の人間性やその現実の生活さへも無視され……」

㊶ 「国家目的の実現のためには、実際生活にそぐはない無理な要求がなされ、その結果、かへって表面だけをつくるふやうな偽善的な傾向を生み、生活自身は少しも改善されないことになりがちであった。」

㊷ 「個人の人間性を無視する画一主義、むなししい形式主義がそこから生じて、あたかも道徳教育全体が迂遠な空疎な教育であるかのやうな批判も聞くやうになった。」

V む す び

以上、明治以後、旧制中学の修身科と公民科の歴史をあとづけてきたが、先にのべたように詳論は昭和6年の「公民科」成立までで終り、後はただ問題点をひろいだす程度に終ってしまった。「公民科」が、独占資本主義段階への移行の過程で、「底辺」の、正統的中等教育機関の外からおこってき、国家独占資本主義段階へ移行する時点で正規の中等教育諸学校へ正式に設置され、中等教育諸学校が統一中等教育令で統括される時点で消滅したこと、敗戦で今度は「公民科」が「修身」を吸収して、「修身」が他殺されてしまったこと、そして最後に、その公民科を「その一部」としてふくんだはずの「社会科」から「道徳」時間や「倫理・社会」「政治・経済」がそれぞれ分離してきたこと、更に、「後期中等教育の拡充」にともなって「期待される人間像」が出されてきたこと——、これら一連のことが問題として考察されねばならぬ。

経済学者の規定に従えば、(大内力「日本経済論」)日本経済は1890年ごろ(教育勅語発布、帝国議会開設の年)以前が重商主義段階、1890年ごろから1900年代末までの「わずか20年たらずの時期」が自由主義段階、1907年(明治40年)の恐慌を契機として第三の帝国主義段階に入るとしている。そして、「日本でも1907年から第一次大戦にかけてのほぼ10年間は、やはり過渡的な性格をもっていたとみていい。そのいみで、日

本の帝国主義の確立をしいて求めるならば、ほぼ1920年（大正9年）とみていいだろう。だが、この1920年代は、じつは世界史的にみても『古典的』帝国主義の時期から、国家独占資本主義の時期への過渡期をなす時代であった。すなわちそれは『相対的安定期』として特色づけられているし、その安定期たる限りでいえば、たしかになお、『古典的』帝国主義の再建の時期とみてもいいのであるが、他方この安定は、まさに相対的なものであり、その背後には、全般的危機が進行しつつあったのであるから、そういういみでは、むしろ国家独占資本主義の成立を用意しつつあった時期とみななければならない。」（傍点筆者）——

この分析は労農派の立場に立つものとして講座派の批判をうけるかも知れないが、不思議に先に「修身」の変遷・「公民科」の成立を検討して得たところの分析と一致するようである。すなわち1890年の段階で〔教育勅語—帝国憲法—民法典〕の日本国家倫理の基本構造が成立し、1900年代の自由主義の“雪どけ”で一応政党政治が確立し、1920年代でデモクラシーの全盛をむかえる。しかし、1907年を契機として「冬の時代」が「移行期」の苦しみとして生まれる。ここで「公民教育運動」も、上からの「社会教育政策」も出発する。それが1920年代の「相対的安定」の上で表面的には「実補公民科」「普選」として実を結ぶが、その背後には「全般的危機」が進行しつつあり、「中学公民科」が設置された年（1931）「国家独占資本主義の成立」をみる。その翌年（1932）5.15事件で政党内閣はピリオドをうたれ、更に3年後には「議会議立憲政治」の基礎理論たる「天皇機関説」が否定され、更に5年後には全政党が解散して「大政翼賛会」が成立する。

しかし、問題はその先にある。すなわち、1930年代から「国家独占資本主義」段階に入ったとされるが、現在もその延長線上にあるのである（経済的には—）。政治的に、或いは教育学的には、また思想史でも、「8.15」は重要な分岐点をもつとされるが、経済構造的には、そしてまた社会構造的には、どのような差違がそこにあるのか。同じ「国家独占資本主義」段階としての共通点と、しかし「8.15」を境とする異質点とを明らかにしなければならぬ。——ともかく同じ段階であるとするなら、そこでの道徳教育の構造も同じものがあるであろう。そのようないみで、「戦後公民科」の「青年学校・中等学校、公民科教師用書」が次のようにのべていることは正しいと思わざるを得ない。「しかし、いふまでもなく改革は直ちに過去を棄て去ってただ新しきに就くといふことではない。今日の世相を見ると、この時勢の重大な変化に伴って、政治的、経済的、社会的なさまざまな困難が、道徳の頹廃と結

びついて国民の思想を一種の困惑に陥れている。人々のうちには、過去のものはすべて悪いといふやうな無責任な片寄った現状否定に走っている者もある。けれども、いかなる新しい社会目標も、国民生活や国民文化を貫ぬく伝統を無視しては見出すことはできない。」

たしかに、我々は「国民的伝統」を無視してはならない。しかし、それは「期待される人間像」がうちだしてきているような方向にはないであろう。それは、明治以来危機にあたってくりかえされた同じパターンに類似する点が多い。しかし、ここで我々がもっとも警戒しなければならないのは、「危機」において出される意見は、左右が同じ時弊の認識から出発し、解決の手段もある点では似通いながら、どこかで決定的に違うということである。かって「公民科」が崩壊していく段階で、むしろ一般的支持は、それをほりくずしていくもの側にあったのではないか。昭和8—9年の「大転向」は決して物理的暴力だけで、或いは精神的暴力だけでさえも、おこったのではないように思われる。今年（1966年）1月福島市で開かれた第15次教研集会の席上、神奈川県報告によると、高校生の54%が、「期待される人間像」について「こうしたものを作ることは必要」と感じている結果が発表され、「教え子たちの半数以上が『期待される人間像』を必要とする人間に育ちつつあるという事実は多くの人たちにショックを与えたようだ」と報じられている。

（「朝日新聞」, 41.1.19）

このような事態に対応していくためにも、小学校段階で「綴方生活」運動の遺産を正しく継承しようと努力されているように、「公民科」教育の遺産をも正当に継承したいものである。“それが上からの『社会についての見方』を与えるものであった”と否定しきったりすることは簡単である。もはや21年前になってしまった昭和21年段階での「戦後公民科」の時点にもう一度立ちかえって、「戦前公民科」の功罪を検討し、伝統をふまえながら「明日の考察」をすすめていきたいと思う。

三、（附 論）

（1）小学校国定教科書の変遷との対比

旧制中学の修身公民教育の変遷と、戦前小学校の国定教科書のあゆみとは、ほぼ対応している。ただし、昭和8年の第四期教科書は、「昭和7年」をはさんで、昭和6年の公民科とは決定的にちがうようである。なお、小学校の教授要目や施行規則は、明治24年以来殆んど変わっていない。「教科書」と「教師用書」の操作だけで対応していったのであろう。このことは重要な教訓を与える。（注33）

（2）新興宗教との対比

危機への対応は、教育政策において以上に、むしろ

底辺の民衆生活に密着したところで生じた「新興宗教」の歴史によく示されている(註34)。即ち明治初期の混乱期から「金光教」と「天理教」が、明治末期～大正中期の移行過程で「ひとのみち」と「大本教」が生まれる。前2者が公認されて体制内に位置づけられるのは1900年代であるが、後2者は、「公民科」が「皇民化」される段階で「治安維持法」で弾圧され、壊滅させられる。昭和5～10年の危機の中から「生長の家」「世界救世教」「霊友会」「立正交正会」「創価学会」が生まれ、戦後急激な成長をとげる。その中で、とくに「創価学会」に注目しておきたい。初代会長牧口常三郎は小学校教師であり、彼の教育者としての発言は、明治末期に昭和5年前後の「郷土教育」の先駆的理論を、そして昭和5年に「創価教育学」を世に問うた2回である。その意見は直輸入的「教育学」よりもみるべきものすらある。しかし彼の意見は世に入れられず、「創学教育学会」は「創価学会」となり、宗教的信仰への側面に傾斜し、戦時中彼は「非転向」で獄中に死ぬ。二代会長戸田もまた初め小学校教師で戦中を獄中で過ごし、戦後出獄する。そして「社会科」が崩壊変質していく過程と、創価学会が飛躍的にその勢力を増大していく過程は殆んど時期を同じくしている。すなわち、「公民科」の発生当時「創価教育学」も発生し、「公民科」の成立と同じ時点で「創価教育学」が成立し、「公民科」の変質過程で、「創価学会」へ変容し、「公民科」の消滅当時、創価学会員は投獄され、「戦後社会科」の解体期に「創価学会」は爆発的に発展する。この不思議なまでの一致は、どのように考えたらよいのであるか。「創価教育学」の「教育学」的検討が必要であると思う。(註35)(傍点筆者)

(3) 「生活綴方」「生活学校」との対比

同様のことが「生活綴方」「生活学校」の歴史についてもいえる。これはもう既に遺産として継承され発展もさせられているが、明治末期の危機の中で芦田恵之助が岡田虎次郎の影響をうけながら始めた生活綴方が、大正期をへて「公民科」設置とほぼ同じ頃「北方教育」として定着し、公民科崩壊の中でむしろかえって成長していったという事実、戦中の弾圧をへて戦後社会科の分解過程の中でかえって「生活綴方教育的」をうみだしていったという事実を、上述の広い歴史的連関の中でもう一度とらえ直してみる必要があると思う。

(4) 「青年学校・修身公民科」との対比

更に同様の観点から「青年学校」の「修身公民科」を「中等諸学校」の「修身」「公民科」との対比においてとらえる必要がある。中等諸学校が「中等学校」となった昭和18年も青年学校においては存続していた(専門学校に昇格した師範学校は別として)。そして

大正以来の「実補」と大正15年の「青年訓練所」が合一して成立した昭和10年、中等諸学校の「公民科」が「皇民化」した昭和12年、青年学校が義務制となった昭和14年の時点でさえも、その公民科の内容は中等諸学校のそれに比してはるかに庶民的で具体的であった。それが一方では「軍事的」意味をもちながらも、大衆生活に密着していたからであろうか。勿論、そのような親しみやすい表現によって「より巧みに」上からとらえられていく危険性はあったにしても——。そして国民教育の二重構造—国民道徳の二重構造—社会構造そのものの二重構造の中で、中等学校と青年学校がどのように「期待される人間像」に異にしていたのか、を分析していく必要がある。それは70%をこえる青年をかかえ、更にその拡充がはかられようとしている現在の「後期中等教育」の「期待されるべき人間像」を明らかにしていくために、現在の高校「倫社・政経」の毎日の教育実践にとって最も緊急の必要事ともいえるであろう。

— おわり —

引用文献、本文中の資料は、明示しないものは「明治以後発達史」「道徳教育資料集成」「学制80年史」によった。

- (1) 岩波講座「現代教育学」第5巻「日本近代教育史」
- (2) 日本弘道会「泊翁西村茂樹伝」
- (3) 海後宗臣「教育史」『現代日本教育小史』下巻
- (4) 石田一良「明治時代の倫理思想」
- (5) 日本教育失哲叢第18巻
- (6) 海老原治善「現代日本教育政策史」
- (7) 久野収、鶴見俊輔「現代日本の思想」
- (8) 丸山真男「日本の思想」
- (9) 岩波講座「教育科学」I・春山作樹「公民教育」
- (10) 岩波、前出(1)「教育史」
- (11) 我妻栄「法律史」『現代日本小史』中巻
- (12) 神島二郎「近代日本の精神構造」
- (13) 石田一郎、前出(4)文献
- (14) 海後宗臣「臨時教育会議の研究」
- (15) “
- (16) 宮原誠一「教育史」『日本現代教育体系』
- (17) “
- (18) 前出(14)文献
- (19) 前出(11)文献
- (20) “
- (21) 村田宇一郎「学校中心自治民育要義」
- (22) 下村胡人「この人をみよ」および前出(10)文献
- (23) 前出(10)文献
- (24) 信夫清三郎「大正政治史」
- (25) 前出(7)文献及丸山真男「現代政治の思想と行動」
- (26) 原房孝「公民科概説」
- (27)(28)(29)(30) 文部省「公民科資料精説」「公民教育体系」「公民教育資料集成」
- (31) (32) 勝田守一「戦後における社会科の出発」岩波「現代教育学」第12巻所収
- (33) 唐沢富太郎「教科書の歴史」
- (34) 高木宏夫「新興宗教」「日本の新興宗教」
- (35) 「牧口常三郎全集」第3巻、第4巻、第5巻